

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 104 号 2025 年 4 月

HEADLINE

本号では、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センターと共にサマースクール「アジアの法と社会 2024」を取り上げました。

サマースクール「アジアの法と社会 2024」は、法整備支援に取り組んでいる日本国内の諸機関が協力して開催している、法整備支援連携企画の 3 つの企画のうちの 1 つです。学生や若手の社会人の方々が法整備支援やアジア諸国法に関心をもつとともに、法整備支援やアジア諸国法について考える上で必要な基礎知識を習得することを目的にしています。

サマースクール「アジアの法と社会 2024」は、「アジア諸国における検察官の役割」をテーマに、2 日間の日程で実施されました。

(目次)

プログラム	2
講義①「日本の検察官の役割」	5
山下 拓郎(法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事)		
講義②「フランスの検察官制度の概要」	12
末道 康之(南山大学大学院法務研究科教授)		
講義③「ソ連における検察官」	17
竹内 大樹(舞鶴工業高等専門学校人文科学部門助教)		
講義④「ウズベキスタンにおける検察庁の役割」	25
マディナ(名古屋大学日本法教育研究センター修了生)		

講義⑤「モンゴルの検察官」	28
バトオルシフ・ソドゲレル(モンゴル国立大学法学部助教)	
講義⑥「ベトナム検察官」	32
グエン・ドゥック・ヴィエット(ハノイ法科大学講師)	
講義⑦「カンボジアの検察官制度」	36
イエン・チョリダー(王立法律経済大学非常勤講師)	
講義⑧「ラオスの検察官」	41
ラッティダー・キティヤヴォン(ラオス人民民主共和国弁護士研修生)	

【資料】(リンクをクリックすると資料を閲覧できます)

- ・講義①「日本の検察官の役割」(スライド2、18、19を除く)(山下拓郎氏)
- ・講義②「フランスの検察官制度の概要」(末道康之教授)
- ・講義③「ソ連における検察官」(竹内大樹助教)
- ・講義④「ウズベキスタンにおける検察庁の役割」(マディナ氏)
- ・講義⑤「モンゴルの検察官」(バトオルシフ・ソドゲレル氏)
- ・講義⑥「ベトナム検察官」(グエン・ドゥック・ヴィエット氏)
- ・講義⑦「カンボジアの検察官制度」(スライド5、7、10、12を除く)(イエン・チョリダー氏)
- ・講義⑧「ラオスの検察官」(ラッティダー・キティヤヴォン氏)

法整備支援連携企画
サマースクール「アジアの法と社会 2024」
プログラム

日時:2024年8月19日(月)・20日(火)

会場:Zoomによる開催

主催:名古屋大学大学院法学研究科／法政国際教育協力研究センター(CALE)、日本法教育研究センター・コンソーシアム

共催:公益財団法人国際民商事法センター、法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科

後援:独立行政法人国際協力機構(JICA)、公益財団法人アジア刑政財団

対象:学部生、大学院生、法科大学院生、社会人等(セッションにより対象が異なります)

参加費:無料

趣旨:

「法整備支援連携企画」は、日本国内で法整備支援に携わる諸機関が連携して開催している企画です。その法整備支援連携企画の第二弾として、サマースクール「アジアの法と社会 2024」を開催します。サマースクールでは、法整備支援やアジア諸国法を取り巻く諸問題の中から重要なテーマを取り上げ、専門家がわかりやすく解説する予定です。

今年度のサマースクールのテーマは、「アジア諸国における検察官の役割」です。アジア諸国のうち社会主義法の影響を受けた諸国では、日本とは異なり、検察官が民事・刑事を問わず裁判に関与し、必要に応じて監督審を求めたり、行政機関や企業、さらには市民が法令を遵守しているか否かを監督したりする権限を持っていました。この検察官の強大な権限は、どこからやってきたのでしょうか。そして、計画経済体制から市場経済体制への移行が始まって 30 年が経過した今、どこへ向かっているのでしょうか。今回のサマースクールでは、アジアの体制移行国のうちウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジア・ラオスの 5 か国の検察官を取り上げ、日本・フランス・旧ソ連の制度とも対比しながら、その特徴を探ります。

なお、このサマースクール「アジアの法と社会 2024」は、5 月に開催された「法整備支援へのいざない」(主催:法務省法務総合研究所)および 9 月に開催される「法整備支援シンポジウム」(主催:慶應義塾大学大学院法務研究科)と連携した企画です。

<プログラム>

2024 年 8 月 19 日(月)

第一部:

・10:00～10:15 開会挨拶・趣旨説明

・10:15～10:45 講義①「日本の検察官」

　　山下拓郎(法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事)

・10:45～11:15 講義②「フランスの検察官」

　　末道康之(南山大学大学院法務研究科教授)

・11:15～11:45 講義③「社会主義国(旧ソ連)の検察官」

　　竹内大樹(舞鶴工業高等専門学校人文科学部門助教)

・11:45～12:30 質疑応答・総括

第二部:

テーマ:学生セッション「学生たちの目から見た検察官」

・14:00～14:15 趣旨説明

・14:15～15:15 名古屋大学日本法教育研究センター学生・修了生等による発表

・15:25～16:25 グループ交流

・16:25～16:40 総括

※ 第二部のグループ交流は、ウズベキスタン・モンゴル・ベトナム・カンボジア・ラオスの現状について知りたい、それらの国々の学生たちと交流したい参加者を対象としたセッションです。定員は30人です（先着順。但し、学部生・大学院生・法科大学院生を優先します）。

2024年8月20日(火)

第三部:

・13:30～13:40 趣旨説明

・13:40～14:00 講義④「ウズベキスタンの検察官」

サルドル・アブドウハミドフ(ウズベキスタン共和国弁護士研修生)

・14:00～14:20 講義⑤「モンゴルの検察官」

バトオルシフ・ソドグレル(モンゴル国立大学法学部助教)

・14:20～14:40 講義⑥「ベトナム検察官」

グエン・ドゥック・ヴィエット(ハノイ法科大学講師)

・14:40～15:00 講義⑦「カンボジアの検察官」

イエン・チョリダー(王立法律経済大学非常勤講師)

・15:00～15:20 講義⑧「ラオスの検察官」

ラッティダーラ・キティヤヴォン(ラオス人民民主共和国弁護士研修生)

・15:20～16:30 質疑応答・総括

第一部（19日午前）

講義①「日本の検察官の役割」

山下 拓郎（法務省法務総合研究所国際協力部教官・検事）

皆さん、おはようございます。法務省法務総合研究所国際協力部の教官の山下と申します。最初のスライド1を見ていただいてわかるとおり、私は元々検事として、今は検事になって8年目になりました。

今回は日本の検察官の役割について説明してほしいということでしたので、簡単ではありますが紹介させていただきます。ただ、制度的な話だけしても面白くないと思うので、私が検事2年目の時に担当した事件を、事案をシンプルにして紹介しながら説明させていただきたいと思います。

まず自己紹介をさせていただきます。私は2017年の12月に検察官に任官しました。その後、大阪、長野、さいたま、東京、福岡地検の小倉支部を経て、今年(2024年)の4月から法務省法務総合研究所国際協力部の教官になりました。私のいた所で平和だったのは長野ぐらいで、他は大変忙しい場所で勤務してまいりました。

1. はじめに

ここから中身に入っていきます。まず、検察官は、何をしているのか。それから、どこに所属しているのか。検察官は、立法・行政・司法のどこに属するのか。こういった観点から説明させていただきたいと思います。

まず初めに、「皆さんは『検察官』と『検事』の違いを知っていますか?」という問い合わせをしたいと思います。検察官は英語になると Public Prosecutor になり、検事だと Government Attorney と訳されることが多くあります。私の今の肩書きも Government Attorney になっています。検察官は、犯罪の捜査・公訴の提起・公判立会等を担う国家公務員です。そして検事は、検察官の中の官名です。

(スライド5の検察庁法3条・4条を示して)こういったことが検察庁法という法律に記載されています。検察庁法の3条(「検察官は、検事総長、次長検事、検事長、検事及び副検事とする」)をこちらに引用しましたが、「こういった人たちが検察官になりますよ」ということが書いてあります。次の4条には検察官の職務が書いてあります。簡単に言うと、「刑事事件について、公訴を行って、裁判所に法の正当な適用を請求し、執行を監督しますよ」という内容です。そして、最終的には、太字下線で書いたとおり、「公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う」ということになっています。この「公益の代表者」というフレーズは結構重要なので、覚えておいていただけたらと思います。

引き続き条文の説明ですが、検察庁法6条には犯罪の捜査について書かれています。「日本の検察官は、いかなる犯罪についても、捜査をすることができますよ」という内容です。また、「検察官と他の法令により捜査の職権を有する者(具体的に言えば警察官)との関係は、刑事訴訟法の定めるところによる」と規定されています。刑事訴訟法には、「検察官は司法警察員に対して捜査の指揮や指示をすることができる」と書いてあります。基本的に、検察官は訴追して公判立会するのですが、捜査の中で、自分で捜査することもありますし、警察に指示し

て必要な捜査をやってもらうこともあります。このように検察庁法に規定されている以上、日本において検察官が登場する場面は、ほとんどが刑事手続の中だということになります。

また、検察官 檢事は、行政と司法の両方の側面を併せ持つ機関となっています。一応、検察庁は法務省の組織の中に属する機関ですが、特別な機関という立て付けになっています。

よく「独任制の官庁」といわれますが、基本的に、起訴・不起訴の判断や公判の立会は担当検事の責任で行います。例えば、起訴状等の各種書面の名義は個々の検察官の名前でありますし、訴訟の対応についてもそれぞれの検察官が自分たちの責任で行っています。日本の起訴状を見たことがない方もいらっしゃると思いましたので、スライド7の右側に起訴状の例を記載しておきました。厳密に言うと、私は名古屋地方検察庁の事務を執り行うことができないので、こういう記載はできないのですが、例として皆さんに参考にしていただくために記載したものです。ここに書いてあるとおり、「検察官 檢事 山下拓郎」と、個々の検事の名前で起訴することになっています。皆さん住民票を取ったことがあるかもしれません、多くの行政庁ではその役所のトップの人の名前で書面が出されることが多いです。しかし、検事は独任制の官庁ということで、検事が自分の名前で起訴をするという立て付けになっています。

2. 刑事手続における検察官の役割

それでは、具体的な話に入っていく前に、刑事手続について簡単に説明させていただければと思います。刑事手続の流れは知っている方が多いかもしれません、学生さんもいるということでしたので、簡単にこちらに示させていただきました。(スライド8を示して)左から順番に流れていきます。最初に捜査を行い、検察官が起訴・不起訴の判断をします。そして、起訴されて、公判請求されたら裁判をやって、判決になります。そして、判決が出たら、その判決の執行をしなければいけないということになっています。その下に「略式請求」というのが書いてありますが、こちらは罰金に該当する事件の手続であり、裁判を経ることなく、簡単な手續で終わらせることができる制度です。詳しくは刑事訴訟法に書いてあるので、気になる方は見ていただければと思います。

a. 捜査

では、実際に捜査の中で検察官が何をやっているのかということを説明していきたいと思います。

最初に「捜査の端緒」と書きましたが、こちらは事件の取つかかり、事件の発覚程度のことだと認識していただければと思います。多くの場合、警察が事件を認知して、検察庁に送致してきます。在宅事件の場合もありますし、身柄事件の場合もあります。在宅事件というのは聞き慣れないかもしれませんね。皆さんもニュースで聞いたことがあると思いますが、書類送検という名前で呼ばれるものが在宅事件、つまり、犯人・被疑者を捕まえないで捜査しているというものです。身柄事件は被疑者を捕まえた上で捜査することを指します。

ここから、とある事件を例に出しながら説明していきたいと思います。ある本屋で A という無職の人が本を 10 冊、いずれも新刊の小説を万引きして、店の外に出たところで店員さんが声をかけ、駆けつけた警察官により現行犯

人逮捕されたという、よくある事案です。まず、検察官に事件を送致するまでに集まっている証拠を整理しますと、本屋の防犯カメラの盗んでいるところが映っている映像、被疑者 A が盗んだ被害品の本 10 冊が見つかりました。被疑者 A の車の中から大量の本(60 冊程度)も見つかりました。また、被疑者 A の財布から本買取店の買取明細が 2 枚出てきました。さらに、盗むところを見ていたという店員の目撃証言、被疑者 A の供述調書が証拠としてありました。スライド 9 に「身上調書」と「本件に関する調書」と書いてありますね。身上調書とは被疑者 A の経歴や趣味などが書いてあるものです。生まれがどこか、学歴や職歴、場合によっては貯金額や借金の有無、趣味はどんなことがあるのかといったことが書かれています。ちなみに、この被疑者 A の身上調書には、趣味のところに「読書」と書いてありました。この証拠を見て、勘のよい皆さんなら、「この人は無職だし、大量に本を売っているし、転売するつもりだったのではないか。」と思うかもしれません。「被疑者がどういう話をしている」ということは、事件に関する調書を見ればわかります。警察から事件が検察庁に送致されてくるときに、事件に関する調書も一緒に送られてくるのですが、そこに被疑者の言い分が書かれているということです。

そして、警察から検察庁に事件が送致されてから、弁解録取手続というものを行わなければいけません。こちらは被疑者の弁解を聞く手続なので、厳密に言うと取調べではありません。ただ、実務上は弁解録取手続と取調べを併せて行っているような状況なので、弁解録取手続の冒頭に黙秘権の告知をするという運用になっています。ただ、不当勾留をするわけにもいかないので、検察官は警察から事件記録が送られてきたときに、その事件記録を短時間で見て、「何が問題か」とか「書類に不備がないか」とか全部チェックした上で弁解録取手続を迎えることになります。先ほどの事件の被疑者がどんな話をしていたかというと、「確かに本を盗んだのは間違いないけれども、自分で読むつもりであったし、売るつもりはなかった。」という内容でした。これは私が実際に担当した事件ですが、実際に被疑者も私の目の前でこういうことを言いました。そこで、検察官は「犯罪の立証はおそらくできるであろう。ただ、本当に売るつもりがなかったのだろうか。本当は転売して金銭を得ようとしていたのではないか。」と疑問に思うわけです。

弁解録取手続が終了したら、被疑者を勾留するかどうかを決定します。被疑者の言い分を踏まえた上で、他の証拠と照らし合わせて検討します。被疑者につき、犯罪を犯したと疑うに足りる相当な理由があった上で、住居不定、罪証隠滅のおそれ、逃亡のおそれといった事情が認められる場合、検察官は勾留請求をすることになります。もちろん、勾留する必要がないと判断した場合には、即日釈放し、警察にも「釈放しますよ」という形で通知をしなければならないことになっています。

検察官が勾留請求した後、裁判所は勾留状を発付します。「勾留請求した理由がしっかりとある」と裁判官が認めれば、被疑者はまず 10 日間勾留されることになります。ただ、10 日で捜査が終わらず、やむを得ない場合には、勾留延長請求ができます。勾留延長請求が認められれば、被疑者の勾留は最大 10 日延長されることになります。そのため、勾留期間は最大で 20 日間になります。

勾留状の執行を担当するのは検察官なので、勾留状が発されたときには、検察官が誤りがないかどうか確認した上で、執行指揮をします。実際に手錠をかけたり書面を見せたりするのは警察の方にやっていただくのですが、それは検事の指揮の下に行っているということになります。その後の身柄の管理は、基本的に検察官が責任

を持つことになります。

余談ですが、勾留状に間違いがあった場合、それを見落として執行してしまったら検察官の責任になります。そのため、この点検はしっかりとやらなければいけません。

勾留されることになった後、実際に本格的な捜査がスタートしていきます。検察官は、事件記録を詳細に検討して、必要な捜査を自ら、または警察に指示して行います。

被疑者 A が犯人である証拠を探す場合、例えば、「現行犯人逮捕の事案であって、被疑者も認めているから、こちらはほとんど問題ないであろう。ただ、実際にこの人が盗んだかどうか確認する必要があるから、防犯カメラは自分で見ておこう。」と考えるかもしれません。また、今回は被疑者が罪を認めているのであまり必要ないかもしれませんのが、被疑者が所持していた被害品から指紋をとって、被疑者の指紋が出るかどうかということを検証することもあります。

そして、犯行を行った証拠については、防犯カメラを確認すれば大丈夫です。必要があれば、目撃者の店員の事情聴取を検察官が自分でやることになります。

さらに、犯行動機に関する証拠も集めます。スライド10に、被疑者の言い分を詳細に書きましたが、「店で、小説を手に取って、最初の数ページをパラパラ見て、面白そうだった。だから、読みたいと思ったが、お金がなかつたので盗んだ」という話をします。

では、この言い分に対して検察官がどんな捜査をするでしょうか。例えば、買取明細を見てみます。買取明細にはその店の名前が書いてありますので、警察にその店へ行ってもらって、買取店の防犯カメラを収集してもらったり、売った本がまだ買取店に残っていたら、指紋を調べてもらったりすることもあるかもしれません。また、被疑者の車の中の本と買取明細の記載を照合したりすることもあります。これは私が実際にやったことなのですが、車の中にある本と同じ本を盗んでいたら「読む気がないではないか」と言いやすいので、こちらの照合もしっかりとやりました。

さらに、被疑者の生活状況の捜査もします。「いつから仕事をしていないのか」、「預貯金はどのぐらいあるのか」、「生活費は普段どういう風にまかなっているのか」といった捜査をすることになります。

被疑者の取調べも行っています。警察も検察官も、この被疑者の取調べをやっていきます。ただ、被疑者の取調べを行うときには、こちらも証拠を頭に入れた上で、被疑者がどのような供述をするか想定しながら準備することになります。今回は、「売却済みの本は全部読んだのか」、「車の中にあった本は読んだのか」、「まだ読んでいない本があるのに新しく本を手に入れる必要があったのか」、「なぜ、同じ本を 2 冊も 3 冊も持っているのか」、「数ページ読んで興味を持ったと言っていたが、被害品のうち○○はどんな話だったか、場面はどこだったか」といったことを被疑者に聞いていきます。

こちらも余談ですが、被疑者が盗んだ本の中に『百貨の魔法』という小説がありました。その本の 1 ページ目をめくると、「百貨店では」という場面がいきなり出てくるのです。その本が明らかにわかりやすいので、被疑者に「この『百貨の魔法』とはどういう場面の話だったか」と聞くと、答えられません。「読んだのでしょうか？」と何回も追及したのですが、一回も答えることなく終わってしまいました。これにより、「この人は読んでいないな」という心証を形

成すことができました。

b. 処分決定時

諸々の捜査を遂げて証拠がかき集められたら、必要な捜査を終えて、起訴するかどうかを検討することになります。

処分方針は大きく分けて起訴か不起訴です。犯罪の立証ができて、「この人を処罰する必要がある」と考える場合に起訴します。起訴した後は、公判活動を行います。あまり大きくなれば、起訴した検察官がそのまま公判を担当します。一方、東京とか大阪のような比較的大規模な地検では、起訴担当検事と公判担当検事が別々にいますので、公判担当の検事に事件を引き継ぐことになります。

不起訴になる場合は 2 種類あります。一方は「犯罪の立証はできるのだけれども、今回は許してあげてもよいかな」と思う場合です。この場合には起訴猶予という処分になり、不起訴になります。他方、「犯罪の立証ができない、起訴するのに証拠が足りない」となる場合には、嫌疑不十分として不起訴になります。不起訴になったら、被疑者の身柄を取っている場合には釈放をしなければなりません。ちなみに、先ほどの例でいうと、私は被疑者 A を起訴しました。

c. 公判時(検察官が必ず立会)

起訴したということは、引き続き公判に入ていき、捜査で収集した証拠に基づいて、犯罪事実と、この人がどれだけ悪いことをしたのかという情状事実を立証していくことになります。

証拠調べの手続後、検察官は事実関係や被告人に科すべき刑について意見を述べます。ちなみに、いわゆる犯人の呼び方は起訴する前と後で変わりまして、起訴する前は「被疑者」、起訴されたら「被告人」と呼ぶことになります。

判決の言渡しの場面でも、検察官は立会して、適切な判決がなされているかを確認・検証します。すなわち、裁判官が変な判決を出さないかということを公判の場でチェックするということです。裁判官も人なので、たまに間違えることがあります。裁判官がチェックミスで法律上言い渡すことができない間違えた判決を言い渡してしまった場合、そのことは控訴理由になります。そのため、できるだけ判決が出て期日が閉まる前に、その場で指摘しなければいけません。

判決の種類は大きく分けて 2 つあります。執行猶予付き有罪判決になると、被告人を釈放することになります。実刑判決の場合には、身柄拘束はそのまま継続ということになります。こちらの刑の執行指揮も、検察官が担当していくことになります。ただ、判決が宣告されてから 2 週間は控訴期間なので、その控訴期間を超えて刑が確定したら執行するという流れになっています。

d. 判決宣告後

判決宣告後、検察官は判決の内容に著しい間違いがあるかどうか検討することになっています。すなわち、控

訴するかどうかを検討するということです。そして、判決確定後に刑の執行が行われますが、先ほど申し上げたとおり刑の執行指揮は検察官において行います。

スライド16で「ちなみに…」と書きましたが、保釈という制度があります。保釈というのは、被疑者が起訴されて被告人になった後、勾留されている者が一定の条件下で釈放される制度です。こちらは刑事訴訟法(89条、90条)に書いてありますので、興味のある方は後で引いてみてください。

保釈許可決定が出されて、保釈保証金が納入された場合には、被告人を釈放することになります。一連の手続の中で見ていただいたとおり、被告人の身柄を釈放するかどうかの指揮は基本的に検察官がやりますので、被告人の身柄の責任は基本的に検察官が持つことになります。

e. その他

その他、検察官が刑事手続の中でやっていることについて説明します。例えば、被害者保護(犯罪の被害に遭った方に対する一定のフォロー)や、再犯防止に向けた取組み、精神疾患を有する人に対する適切な処置(病院に行ってもらう、強制入院の措置をとるなど)を行っています。

また、あまり知られていないことですが、矯正施設、刑務所等の巡回も検察官がやっています。さらに、検察官は条例審査をすることもあります。地方公共団体で刑罰規定を盛り込んだ条例を作る場合、その地域を管轄する検察庁に「この刑罰規定を設けても問題ないか」と相談が来ることがあるのです。

3. 検察の理念

(スライド18を示して)こちらに記載したのは「検察の理念」というものです。今から10年以上前でしょうか、大阪地檢特捜部が証拠改竄をするという、あってはならないことをしました。そのことをきっかけに、検察の制度をきっちり基礎から固め直そうということで作られたのがこの「検察の理念」だとうかがっています。こちらはインターネット上に掲載されていますので、興味のある方は検察庁のホームページを見てもらえばと思います。ざっと見るだけでも、「公正誠実」だとか、「知力を尽くして真相解明」、「公正な立場を堅持」、「厳正公平、不偏不党」とか、かなり厳格なことが書いてあります。

そして、こちら(「検察の理念」の10か条)は各論のような話ですが、用語の使い回しはだいたい同じようなものです。「国民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき責務がありますよ。公明誠実に職務を行いましょう」というようなことが書いてあります。

4. 民事分野における検察官の役割

検察官は民事の分野にも一応顔を出すことがありますので、その話を最後に少しして終わりにしようと思います。

基本的には民事不介入なので、検察官が民事の領域に踏み込むことはなかなかありません。民事分野は私

的自治の原則が及ぶ領域であるため、権力は基本的に立ち入らないというスタンスなのです。ただ、詐欺とか横領とかいった犯罪になるケースでは、当然捜査が及びます。

もつとも、一定の範囲で、公益の代表者として、活動することはあります。例えば、後見制度、保佐・補助の制度では、検察官は審判の請求や取消しの請求ができることになっています。不在者の財産管理においても、その管理人がいないときには、検察官は裁判所に対して、財産管理上必要な処分をするよう請求することができます。さらに、家族法関係でも、不適法な婚姻関係の取消しであったり、特別養子縁組の離縁請求であったり、諸々のことについて検察官が主体になる場合があります。

ただ、これらは関係者がかなり幼くて訴訟活動や審判請求ができないという場合や、いろいろ事情があつてこういうことができないという人のための制度です。そのため、あまり検察官が出しゃばつてくることはありません。

また、人事訴訟において、検察官が訴訟の当事者になることがあります。人事に関する訴えについて、人事訴訟法の 12 条 3 項は「被告とすべき人が死亡し、被告とすべき人がないときは、検察官を被告とする」と規定しています。

例えば、内縁関係にある A さんと B さんの間の子 C さんについて、お父さんの B が C を認知する前に死亡してしまった場合、もはや C は認知してほしくても B から認知を受けることはできません。こういう場合には検察官を相手に認知の訴えを起こして、認められれば B が C を自分の子だと認知したのと同等の効果を得ることができます。

5. まとめ

以上が検察官についての説明でした。覚えておいていただきたいのは、検察官の役割は「公益の代表者」だということです。検察官の主たる仕事である刑事手続は、公益が害されるような状況にある、つまり、犯罪が起きたという状況に対応していくものです。また、検察官は、公益を維持するために、民事の手続にも(必要最小限ではありますが)介入することになっています。

最後に、おまけですが、先ほどからずっとスライドに映っている検察官のバッジについて説明させていただきたいと思います。こちらは「秋霜烈日」という四字熟語を模したもので、簡単に言うと、「秋の厳しい霜の時期や夏の厳しい日差しに耐える屈強な精神で仕事をしましょう」ということで、厳正な検察官の職務や、刑罰の厳しさ等にたとえられています。そのため、実物を見ると、この検察官のバッジというのは格好良いのですが、このバッジを着けて、しっかりと自分の責任の下に諸々活動しているというのが日本の検察官なのです。

以上で私の講義は終わりです。ご静聴ありがとうございました。

講義②「フランスの検察官制度の概要」

末道 康之（南山大学大学院法務研究科教授）

私は刑法の解釈論やフランス刑法との比較研究をしておりまして、フランス刑事訴訟法が専門というわけではありません。しかし、フランス法の研究者ということで、今回、フランスの検察官についての概説をしてほしいというご依頼を受けましたので、本日はフランスの検察官について概要を説明することにしたいと思います。

1. はじめに

a. 養成プロセス

フランスにおいて、司法官(magistrat)というのは、裁判官(juge:下級審の裁判官に使う言葉、conseiller:上級審の裁判官)と検察官(ministère public, parquet)を含む概念です。フランスで司法官になるためには、いわゆるグランゼコール(grandes écoles)といわれる国立司法(職)学院(Ecole nationale de la magistrature)の入学試験に合格して、そこで研修を受けることが必要です。受験資格は、バカロレア+4年なので、法学士以上の学位を取っていれば受験することができます。ただ、国立司法(職)学院を受験する人は、多くの人がいわゆる法学修士の学位を有しているといわれています。国立司法(職)学院に入学すると、司法修習生の身分を得ることになります。国立司法(職)学院は現在ボルドーに設置されており、そこの研修所で講義を受けます。そして、全国各地の裁判所や検事局で実地研修を受けて、修了試験に合格すれば、本人の希望に従って、裁判官あるいは検察官に任命されるということになっています。

日本の場合は、弁護士を含めて、司法試験を受験して合格し、その後に修習ということになります。しかし、フランスの場合は、司法官としての裁判官と検察官とは異なり、弁護士は国立司法(職)学院ではなく、別の養成方法で弁護士資格を得ることになります。弁護士資格を得るためにには、まず大学で法学修士の学位を取得し、その上で弁護士職適格証明書(certificat d'aptitude à la profession d'avocat)を取得することが要件になっています。この適格証明書というのは、地域圏の弁護士職養成センター(centre régional de formation professionnelle d'avocats)という機関で交付されることになっています。私はリール大学に留学していたことがあるのですが、リール大学では、大学の正規の課程以外に、司法官や弁護士になる人のために勉強をさせるセンターもありました。

b. 身分保証

裁判官は司法権(autorité judiciaire)に属して、その職務を独立して行使するための不可動の身分保障を受けます。フランスの不可動の身分保障は非常に強く、司法官職高等評議会がこれを担保することになっています。裁判官というのは、正当な理由なくして罷免されることはありませんし、昇任の場合であっても、その意に反して異動させることはできません。

検察官は執行権(pouvoir exécutif)に属し、司法大臣の下で、検察官一体の原則に基づいて行動します。檢

察官には、裁判官ほどの強い特殊な身分保障はありません。

c. 予審制

先ほど日本の検察官制度をご紹介いただきましたが、日本と異なる点として、フランスには予審という制度があります。重罪事件については予審が義務づけられ、軽罪については裁量的・選択的に行うことができるということになっています。予審の第 1 審では、予審判事が予審手続を行い、事件を公判廷に送致するか、それとも予審の段階で終結させるかを決定します。そして、予審判事の決定に対しては、控訴、さらには破毀申立(上告)をすることが可能になっています。予審の控訴については控訴院の予審部が、破毀申立(上告)については破毀院がその管轄権を持ちます。

予審裁判機関の役割は、訴追を受けた人が有罪か無罪かを判断することではありません。有罪か無罪かを判断するのは判決裁判所が行います。そのため、予審裁判機関は、証拠を収集して、被告人を判決裁判所に送致するという判断をするために、十分な証拠があるか否かを評価するということになります。したがって、我が国においては検察官が担っている職務の一部を、フランスでは予審裁判機関が担うということになっています。

2. 検察官の概念

次に、検察官の概念について説明します。

検察官については、刑事訴訟法の 31 条で、「検察官は公訴を追行し法律の適用を請求する」と規定されています。検察官は民事事件にも刑事事件にも関与しますが、検察官は公訴の提起者ということになるので、刑事訴訟において主たる当事者としてその重要な役割を果たすことになっています。

検察官は、司法官職高等評議会の意見具申の後で、司法大臣の提案に基づき大統領のデクレによって任命されます。検察官は司法大臣の権限の下に置かれることになるため、司法大臣は、政府が決定した刑事政策を指揮し、共和国の領域内における政策の適用の一貫性を図る目的で、検察官に対して一般的な指示を出すこともできます。それから、刑事訴訟法の 30 条 3 項では、司法大臣は、刑罰法規に反する犯罪の存在を知ったときは、検事長に通知し、訴訟記録に添付される書面による指示をもって、訴追を追行または追行させ、または大臣が適切であると認めた書面による請求の受理を、管轄裁判所に求めることができますということになっています。

3. 検事局及び検察官の構成

検事局は裁判所に属しています。(資料をスクリーンに映して)これは別の資料ですが、フランスでは重罪(crime)と軽罪(délit)と違警罪(contravention)の 3 つの犯罪類型があり、その犯罪に応じて管轄の裁判所が異なります。重罪については重罪院が、軽罪については軽罪裁判所が、違警罪については違警罪裁判所がその事件を管轄します。これがいわゆる第 1 審の裁判所になります。第 2 審については、重罪については控訴重罪院が、軽罪と違警罪については控訴院の軽罪部が事件を管轄することになります。それで、破毀院がいわゆる

法律審としての最終審という形になっています。先ほども申し上げたように、重罪については必ず予審を行うことになっており、予審についても控訴することができるところ、それを扱うのが控訴院の予審部で、それについての破毀申立(上告)が破毀院で扱われます。このように、犯罪は、重罪と軽罪と違警罪について、それぞれの裁判管轄が異なっているということを一つ頭に入れておいていただきたいと思います。

フランスでは、先ほども申し上げたように、犯罪を重罪と軽罪と違警罪に区別しており、犯罪の種別に応じて裁判管轄が異なります。重罪については重罪院が、軽罪については軽罪裁判所が、違警罪については違警罪裁判所が第1審の裁判所として事件を管轄します。軽罪裁判所は、いわゆる民事の大審裁判所という所に置かれています。軽罪事件の第2審については、控訴院の軽罪部、日本でいうところの高等裁判所になりますが、そこが管轄します。重罪については、控訴重罪院というのが管轄権を有しています。重罪については、元々は重罪院の判決が出たらそれでおしまいという形になっていました。しかし、ヨーロッパ司法裁判所から「二審の原則が徹底されていない」と批判を受けたことから、刑事訴訟法を改正し、重罪事件についても二審としての控訴重罪院で扱うことになりました。最後に、破毀院というのは、事実問題については判断しませんが、法律問題について最終審として判断することになります。

この裁判所に応じて、破毀院の検事局には検事総長、次長検事、検事が配置され、控訴院の検事局には検事長、次席検事、検事が配置され、大審裁判所の検事局には検事正(共和国検事)、検事正補佐、検事が配置されることになっています。

この辺りは細かくになりますので省略しますが、経済事件やテロ犯罪については、また特別な検察官が事件を担当することになっています。

検事長は、控訴院の管轄に属する全ての地域においての刑罰法規の適用を監視し、その管轄に属する検察官の職務を指揮します。また、検事正・共和国検事は、自らまたは検事によって大審裁判所の検察官を代表します。

検察官は一方当事者であるので、否定されたり忌避されたりすることもなく、誤った訴追を行ったとしても責任は負いません。ただし、個人的な過失がある場合には責任を問われることがあります。先ほども申し上げたように、検察局の構成員それが検察官としての職務を担い、個々の検察官が検察権を代表するという、検察官一体の原則がフランス検察制度における原則になっています。

4. 検察官の職務及び土地管轄

a. 検察官の職務

次に、検察官の職務について説明します。検察官は社会を代表して訴訟の当事者となるので、基本的には刑事法の分野で中心的な当事者として役割を負うことになります。

・刑事法分野の職務

刑法の分野における職務について説明します。まず、検察官は、告訴及び告発を受理して、その処理を判定します。それから、検察官は、自分の所属する裁判所の管轄域内において、司法警察(司法警察員及び司法警察職員)の監視・統制の役割を負います。また、司法警察は、刑事訴訟法で定める場合を除いて、独自に捜査をすることができないので、検事正(共和国検事)の指揮の下でこれを行います。そして、検事正は、司法警察員としての身分に付与される全ての権限あるいは特権を有します。そして、予審の開始後は、予審判事が捜査を主宰することになりますが、予審の尋問・対質等に立ち会うことや、司法統制処分(*contrôle judiciaire*:被疑者に対して予審の必要性・保安上の処置として、収容することなく社会生活に対して一定の制限を課す予審判事が命じる措置)を言い渡す際に意見を述べることもできます。それから、予審手続のいかなる段階においても、予審判事に真実発見に有用と認められる一切の処分を請求することができる等の役割を果たしています。

検察官は当然公訴権を行使しますが、フランスも日本と同じように起訴便宜主義がとられているので、検事正は原則として、不起訴処分とするか、訴追の代替手続を開始させるか、それとも公訴を提起するか、という選択をすることになります。

公訴を追行する場合、検察官はまず、予審開始請求または予審請求を行います。予審判事は、検事正の請求による以外には、予審の審理を行うことができません。予審が裁量的な軽罪事件や違警罪事件については、検察官は、直接召喚(*citation directe*)によって、対象者を直接裁判所で訴追します。重罪の場合には予審が義務づけられているので、予審判事が予審を行って、証拠収集等の手続を行うことになります。

検事正は、一定の場合には、判決裁判所への急速審理手続をとることができます。急速審理手続とは、通告状または任意出頭、法廷への召喚、調書による召喚、即時出頭、職権による事件係属、それから、有罪の事前自認出頭手続のことです。有罪の事前自認出頭手続とは、検事正が、対象者に、犯罪の状況や行為者の人格を考慮して決定する刑罰の執行を提案する手続のことです。

不起訴処分は、犯罪成立要件を全て充足しない、あるいは、犯罪の立証が困難である等の理由で、訴追が受理不能と考える場合に、検事正(共和国検事)が訴追しないという決定です。

それから、フランスでは、起訴するか起訴しないかのほかに、起訴代替処分というものがあります。起訴代替処分というのは、被害者に対して損害賠償が支払われるとか、あるいは、犯罪から生じた混乱を終結させ、犯罪行為者の社会復帰に寄与すると認めるときに、検察官がとりうる条件付きの不起訴処分を指します。具体的には、刑事和解と刑罰命令・刑事示談といわれる処分があります。

刑事和解(*médiation pénale*)とは、軽微な犯罪(名誉毀損、脅迫、隣人とのトラブル、軽微な暴行、窃盗、動産・不動産の損壊等)に対して、被疑者が検察官のある種の命令(被害者への損害賠償の支払、被害対象物の返還等)に従うことを条件に、被疑者を不起訴とする処分です。ただし、いわゆるカップル間の暴行事件については、この処分は適用できることになっています。

それから、刑罰命令・刑事示談(*composition pénale*)とは、5年以下の拘禁刑または罰金刑にあたる軽罪、それに付帯する違警罪を犯した成人の行為者に対して、次の事項を言い渡す処分です。検察官の定める罰金額の国庫への支払、犯罪収益の権利放棄、移動制限のための6か月を超えない期間の裁判所保管所への自動

車の委託や運転免許証の提出、共同体のための無償労働奉仕、社会福祉・職業訓練機関において研修・教育を受ける、6か月を超えない期間罪が犯された場所・被害者の居住する場所に姿を見せない、6か月を超えない期間被害者と面会しない、出国しない・6か月を超えない期間パスポートを引き渡す等の処分が示されています。これが、いわゆる「第三の途(troisième voie)」といわれている起訴代替処分です。

また、検察官は、司法による判決の執行の責任を負います。

・民事法分野他の職務

検察官の職務には民事事件に関するものもあります。当事者として関与する事例としては、未成年者、法律によって保護される成年者、不在者等の財産が十分に保全されるように裁判所に請求をなすような弱者保護類型と、婚姻取消事由に該当する場合に裁判所にその請求をなすような公の秩序維持類型があります。従たる当事者として関与する事例としては、重要な法的問題が原告と被告の両当事者間で争われている場合に、中立的立場から望ましい解決の方向を示唆する場合が挙げられます。この権限は、日本の検察官は有していないものです。ただし、このような検察官の見解は裁判所の判断を何ら拘束するものではないといわれています。

b.検察官の土地管轄

最後に、土地管轄について説明します。刑事訴訟法には次のように規定されています。すなわち、犯罪地の検事正、犯罪に関与した嫌疑を受けている者のうちの一人の居住地の検事正、それから、犯罪に関与した嫌疑を受けている者のうちの一人の逮捕地の検事正は、この逮捕がその他の原因のために行われたとしても管轄権を有します。また、犯罪に関与した嫌疑を受けている者のうちの一人の勾留地の検察官は、この逮捕が他の原因によって行われたとしても、管轄権を有します。

以上で説明を終わりますが、(参考資料を示して)最後に書かれているフランス語の資料は、フランスの司法省のウェブサイトにある「検察官」の紹介のところをコピーしたものです。ご関心のある方は確認していただければよいと思います。以上、非常に簡単ではございますが、フランスの検察官制度はどういうものかという概説をいたしました。ありがとうございました。

講義③「ソ連における検察官」

竹内 大樹（舞鶴工業高等専門学校人文科学部門助教）

私のセクションでは、「ソ連における検察官」ということでお話をさせていただこうと思います。まず、簡単に自己紹介させていただきます。その次に、ロシアやソ連の法制度については複雑なところがあり、皆さんご存じないと思いますので、いくらか省略をしつつ、「ロシア帝国～現代ロシアまでの法の歩み」をお話しさせていただきます。その後、「ソヴィエト法の基礎知識」ということで、こちらも皆さんあまりご存じないかもしれないということで、こちらも簡単にお話します。そして最後に、おまけ程度になってしまふかもしれません、「帝政ロシアにおける検察制度」や「ソ連における検察制度」についてお話します。

1. 講師自己紹介

私は竹内大樹(たけうち おおき)といいます。31歳で、今住んでいるのは舞鶴です。ロシア法や旧ソ連地域研究を専門としています。この写真(スライド3)は、もう100年ぐらいは行けないと思うのですが、択捉島に1回通訳で行かせていたいた時の写真です。今では結構貴重かと思います。

さらに専門分野について詳しく話すと、私は、自分の専門分野として一応「ロシア法」としましたが、いわゆる実定法より、国民形成に関する諸問題や nation-building の問題に関心があります。特に国籍法など言語の問題に関心があり、2024年の3月に博士号を取りましたが、ロシアの国籍の問題、言語の問題、そして、nation-building の問題に関するところが私の専門分野です。今日は検察官の話をしますけれども、専門から少しずれており、もしかするともう少し現在のロシアの検察官制度について深い話をしたほうがよかつたのかもしれません、歴史や制度の変遷に注目した説明になっているということをご了承いただければと思います。

2. ロシア帝国～現代ロシアまでの法の歩み

a. ロシア帝国期

それでは、「ロシア帝国～現代ロシアまでの法の歩み」というところで、簡単にご説明をさせていただきます。まず、皆さん一般の知識としてご存じなのは、ロシア帝国から現代ロシアまでの時期区分というのは、「帝政ロシア期」、「ソ連期」、そして最後に「現代ロシア期」というものに分かれるといえるのではないかと思います。

最初に、帝政ロシアは、15世紀ぐらいから、特にイワン雷帝の頃から、ようやくロシアが国として存在するようになっていくわけですが、もちろんのことながら、ツアーリという皇帝(インペラトル)の専制が行われている君主制がとられていました(皇帝というのは後で出てくるピュートル大帝の頃です)。法学的に見ると、ツアーリの専制がずっと続くわけなのですが、法制度の近代化の試行錯誤というものがこの帝政ロシアの間でも行われていたということになります。

そこで、スペランスキイの『ロシア帝国法律大全(Свод законов Российской Империи)』が刊行されるというの

が法制度の近代化の端緒だという風によくいわれます。これはだいたい 60 年ぐらいの長いスパンでのプロジェクトであったといわれています。

さらに、今回の検察のお話とだいぶ関わってきそうのが、アレクサンドル 2 世の下で行われた「司法制度改革（Судебная реформа Александра II）」（1864 年）があります。こちらが後ほどもう一回出てきます。こちらの司法制度改革ですが、執行や行政権からの司法権の分離が行われ、さらに、いわゆる「裁判所法」というものが制定されて、この過程でピョートル大帝の時代にペテルブルクに都が移されてから 18 世紀の初めの頃に作られました検察制度というもの刷新が、この司法制度改革の中で行われました。

b. ソヴィエト連邦期

その後、今回のテーマにもなっていますソ連期となります。こちらは、1917 年の革命から 1991 年のペレストロイカの最後にソ連が崩壊するまでの、だいたい 80 年近くのものです。ここで目指されたのは、皆さんご存じのように、「労働者と農民の社会主义国家」の建設であり、同時に、プロレタリア独裁が行われました。

ソ連の黎明期には、ご存じの方もいると思いますけれども、「法の死滅」論というものが唱えられていましたが、簡単にはいかず、後には「資本主義法（ブルジョワ法）よりも高度な社会主义法」といった位置づけに転換がなされていました。そして、こちらも非常に有名な未曾有の抑圧体制というものが行われました。同時に、「人権」というものも否定されていました。つまり、基本的人権という「生まれながらにして全ての人が最低限の権利（人権）を持っているのだ」という考え方を否定していました。

そこで、検事とか検察制度というものを少し見ていくとするならば、1920 年代における裁判所、検察制度の再編・創設というものが挙げられます。こちらも後ほど説明しますが、検察制度の「逆コース」といわれるようなものが当時行われるというトレンドがありました。それが、1922 年の「検事監督規程」というものの制定によって進められていきました。

そこで、検事・検察官のお話で、特に重要というか、ソ連の後期頃に作られる 1977 年憲法（ブレジネフ憲法）で、164 条には以下のような条文が出てくるわけです。そこには、「全ての省、国家委員会、官庁、企業、施設、団体、地方人民代議員ソビエトの執行および処分機関、コルホーズ、協同組合その他の社会団体、公務員ならびに市民による法律の正確で一様な執行に対する最高の監督は、ソ連邦検事総長およびそれに従属する検事の任務である」とあります。こういったものが、後ほどまた出てきますが、ソ連の検察の大きな特徴の一つかといえると思います。

c. 現代ロシア

最後に、現代ロシアについてお話します。私の師匠に当たる早稲田大学の渋谷謙次郎先生は、現代ロシアは「かろうじて立憲主義」だと言い続けています。1993 年にロシア連邦憲法というのが一応出来ました。これは形式的にはしっかりとしたものであり、人権の規定も存在し、比較的リベラルな発想に基づいて作られたのですが、それでもやはり、大統領の権限が強大であり、市民社会に対する統制・抑圧が強いのではないかということを渋

谷先生は指摘しています。このような事情を踏まえると、2020 年に改憲がありましたが、今のロシアの制度については私も渋谷先生と同じような意見を持っています。

そして、現行ロシア連邦憲法では検察の役割については沈黙しています。つまり、ソ連の 77 年憲法などでは先に示させていただいた検事に関する規定がありましたが、現行のロシア連邦憲法(93 年憲法)では検察の役割については何も規定がありません。

さらに、「ロシア連邦検察に関する法律(検察法)」の 1 条では、「ロシア連邦の名においてロシア連邦憲法の遵守とロシア連邦領内で妥当している法律の執行に対する監督を行う」というのが書かれています。これが何を意味するのかというのは、ここから先の説明を聞いていただければわかるかもしれません。ここまででは、ロシアの現行の検察制度は、ソ連時代の特徴が少し残っていることを説明させていただきました。

3. ソヴィエト法の基礎知識

先ほども説明させていただいたように、ソ連は 1917 年の十月革命を経て成立した国家体です。

ここで必ず強調しておかなければいけないのは、法的には帝政ロシアの法体系を否定して、帝政ロシア法とは完全に断絶したというところです。さらに、ソ連法は帝政ロシア法だけではなく、「ブルジョア法一般」からも断絶しています。したがって、西側の自由主義諸国の法体系とは全く異なっているのだということを頭の中に置いておいてください。

a. 権力の形態

権力の形態は、「ソヴィエト制」がとられていました。ここでソヴィエトとは、ロシアの革命運動の中で生まれた階級代表組織というのが統治組織へと転化したものだという説明がなされています。

ソヴィエト制の大きな特徴の一つとして、立法と行政の統合があります。つまり、日本のような西側の自由主義陣営では「権力分立(三権分立)」というのが一つのバイブルになっていますが、ソヴィエトではそれと異なり「権力統合」というものがとられており立法と行政は 1 つのものでした。

さらに、所有の形態も、現代の中国などと同じように、「社会的所有」がとられておりました。つまり、「生産手段」というものを一部の資本家が持っているのがけしからんのだ」とされており、生産手段所有の社会化が行われていきました。これは、「資本家的な私的所有というものを廃絶しましょう」というような発想でとられたものですが、土地とか企業とかいったものが社会化の対象になっていたということです。例えば土地については、土地に対する「無償かつ無期限の勤労的土地区画整理権」、所有権というものはなく、「所有しているのは国だが、それを借り受けているのだ」というような発想で、社会的所有というものがとられていました。

b. 法と革命

次に、「法と革命」については、前述したように、ソ連は十月革命を経て成立した国家体であり、革命が起きて

ロシア帝国が潰され、ツァーリが銃殺されてできた国だということになっています。

それによって、これまで作り上げられてきた社会体制がひっくり返り、近代市民革命の理念となった「自然法理と法律の支配」というものが打破され、潰されるということが起きました。革命家によって、「労働者とか農民を解放するためには、19世紀の中頃以降、破綻をきたしていたブルジョアのイデオロギーを潰す必要があるのだ」ということが声高に主張されました。ということで、ここで唱えられたのは、「社会の歴史的発展の担い手としてのプロレタリアートの階級的利益」を守る必要があるということです。私はこれがキーワードであると考えます。

そのようなソ連で統治形成の原理として言われてきたのが、当初は「革命的合法性(революционная законность)」でありましたが、その後は「社会主義的合法性(социалистическая законность)」というものに変わっていきました。この2つはほとんど同じことを意味していると先行研究等でもされており、ここではまとめて「社会主義的(革命的)合法性」とします。

この特徴としては、先ほども申し上げた通り、法治主義や法の支配の理念の否定になります。二月革命の後に臨時政府によって憲法制定会議というものが一応設置されていましたが、それをボリシェビキやレーニンなど多数派の人たちが強行解散させたことにそれが如実に現れています。そのようなにして、ソ連が出来ていきました。レーニンは、「この革命の利益は憲法制定議会の形式的権利に優越する」と、すなわち、「革命の利益は法律に優る」と言っていました。それは「革命的独裁」という考え方につながっていきます。

c.階級的権利

次に、「階級的権利」という論理もとられていきました。ソ連で問題となっていたのは「勤労・被搾取人民の権利」の保障でした。これは、フランス革命以降の「人および市民の権利」と対極的な発想です。人および市民の権利(基本的人権)という考え方をとると、「人が生まれながらに有している権利」ということになりますから、被搾取者階級であろうが搾取者階級であろうが全く関係なく、皆等しく持っているというのが人権ということになりますが、ソ連はこの考えをとりませんでした。「憎きブルジョワジーによって憂き目にあってきた被搾取者階級を助けなければいけない」といったことが念頭にあり、搾取してきたブルジョワジーの生産手段に対する私的所有権や権力機関への選挙権の否認を、革命の後行っていきました。

さらに、36年憲法やスターリン憲法のような後の憲法が制定されると、民主主義国家の憲法における人権規定に類するような規定も散見はされるものの、やはりこれも「勤労者に対して現実の自由を保障する」といった発想で行われていました。18年憲法などでは「非勤労分子という、不労所得で飯を食っているような奴らは排除する」といった発想がとられていましたが、その後、1936年頃には、資本家とか地主階級は階級としてもはや存在していないという前提に立って、「もう労働者の国なのだ」という発想が全面に出てきます。

さらに、先ほど「現実の自由の保障」というのがありましたけれども、言論の自由、出版の自由、そして、集会の自由といった、我々がいうところの「自由権」が、伝統的な自由の体制制約原理として、「勤労者の利益に適合しつつ社会主義体制を強化するために」用いられなければならないという発想が、スターリン憲法の後ぐらいから現れてきます。

4. 帝政ロシアにおける検察制度

ここで、ソ連の検察制度を理解する上で、「帝政ロシアにおける検察制度」について説明させていただきます。まず、帝政ロシアにおける検察制度の変遷として、ピョートル大帝の行政改革があります 18 世紀初頭の 1711 年に、近代的かつ合理的な統治機構の確立というものをピョートル大帝がやり始め、「セナート(сенат; 元老院)」を頂点とする中央集権的な統治機構の形成が目指されるようになっていきます。

a. 検察制度の整備——広範な検察官権限

そこで、1722 年に「прокурор(プラクロール)」といわれる「検察官」というものが導入されました。これはスウェーデンやプロイセンの制度を手本にしたと言われています。検察官は、セナート、コレギア、宮廷裁判所等いろんな所に配置されました。当初の検察官の任務は、その機関の活動が法令に則って適正に行われているかどうかを監督することでした。すなわち、検察官というのは、国家機関においてツアーリの意思が完全に実現されるように監督をする、つまり、「ツアーリの目」であったり、「行政に対する警察」という風に形容されたりするような仕事をしていました。ピョートル大帝は、検察制度は国家機構の円滑な運営を確保するための手段という風に考えており、当時の「合法性(законность(ザコンナスチ))」、は国家権力抑制原理としての合法性ではありませんでした。「законность(ザコンナスチ)」には、「合法性」や「適法性」など様々な訳が当てられますが、ここではさし当たり「合法性」としています。

その後、1775 年になってくると、エカテリーナ 2 世の地方行政制度の改革というのが行われるようになり、ここでも検察官は、裁判所を含めて、全ての国家機関に対して監督を行っていました。

そして、ここでようやく、刑事手続への検察官の関与に関して明確な規定が置かれるようになります。ここで検察官は刑事手続に参加するようになってきたわけが、ムラヴィヨフというロシアの研究家が「刑事手続において、検察官は原告であり、異議申立権者であるとともに、裁判手続の監督者でもあった」と言っているように、検察官は広範な権限が与えられ、非常に広い仕事をやっていました。この当時の検察官は、全ての官署・官公庁を訪れて、事務の処理状況や法律の遂行等について質問をし、法の違反を発見した場合には、警告(напоминание)を発して、その後、上級機関に通告するということを主にしていました。

また、検察組織も、同時に中央集権的な体制をとっていました。このような当時の検察組織というのは、後ほど出てくるソヴィエトの検察制度と共通性を有していると一般的にいわれています。

b. 司法制度改革——検察官の機能縮小

その後、冒頭でも申し上げましたが、アレクサンドル 2 世による司法制度改革が行われました。そこでようやく、刑事訴訟法や民事訴訟法、そして裁判所構成規程が作られました。ちなみに、刑法典は 1845 年に作られましたが、これは昔からあった刑罰規定を単に集めただけのもので、いわゆる刑法典と呼べる代物ではなかったとよく

いわれています。

そして、裁判所構成規程 135 条では、「裁判官の任務は、裁判機関に関する事項に限定される」とされており、検察官は、これまで持っていた行政監督機能を失って、純然たる訴追機関となりました。検察官はこれまで広い監督機能を持っていたのですが、それがようやくここで一時的に小さくなりました。

検察官による行政監督制度の廃止の理由として、小田博先生は、「行政監督制度に対する行政機関による否定的評価というのがあつただけではなくて、刑事手続の改革(=弾劾主義の導入)による反射的な効果だ」とおっしゃっています。すなわち、「実効性の少ない行政監督よりも、刑事手続に検察官の仕事を振ったほうが得策なのではないか」と当時は考えられていたと、小田先生は主張しています。つまり、行政監督制度の当否ということについて何かしらの議論がなされたのではなく、単にこういったプラグマチックな考え方で、行政監督機能を検察官は失ったといわれています。

その後、19 世紀の後半、帝政ロシアの末期の頃になると、法治国家原理というものが輸入されてきてまして、ドイツの影響を受けた「合法性」、つまり、「法治国家原理に内包される行政の法律適合性の要請」というものが声高に主張されるようになってきました。ここに来てようやく、「合法性の確立は、国家権力の恣意から市民の権利を擁護するための必須の条件」だといわれるようになってきました。

ニコライ 2 世による「10 月宣言」や、「ロシア帝国国家基本法」、いわゆるロシア帝国憲法でも、合法性の考え方、つまり、「行政権の恣意的な行使を抑制し、市民的権利を擁護する」ということがいわれるようになってきました。そのような背景から、市民の主観的権利の保障に向けられた行政裁判制度の創立がこの辺りから主張されるものの、その後すぐに革命が起きたということもあり、行政裁判制度は、ソ連の初めの頃にも一応議論はされていたといわれていますが、実現には至りませんでした。さらに、「検察官による監督制度」とは、そもそもこの時代には考慮すらされなかつた、議論にすらなつていなかつたと言われています。

5. ソ連における検察制度

a. 社会主義的(革命的)合法性の擁護者としての検察官

ようやく、本題である「ソ連における検察制度」に関する説明に入ります。ソ連における検察制度の端緒として、「検事監督規程」というものが 1922 年に作されました。これは、先ほどお話しした帝政ロシアの検事監督制度がモデルになっているといわれています。

ここでもやはり注目すべきなのは、「国家権力の抑制」というものが「合法性」として考えられていたわけではなかつたということです。つまり、検察官による「社会主義的(革命的)合法性」の擁護というものがここで訴えられています。「抑圧者であるツアーリというものが今はもう存在しないのであるから、プロレタリアートが自らの権力を抑制することは要らないのではないか。利益相反は起きないであろう。」という、非常に楽観的な議論がされていました。

さらに、今出てきた「社会主義的(革命的)合法性」というのは、「ソヴィエト連邦の全ての国家機関、社会組織、

公務員、ならびに市民によるソヴィエトの法律の厳格な遵守、および執行を要請する原理、またはそのような原理が実現された状態ないし体制」とよくいわれています。これは、結局、ソ連になると、我々が知っている西洋の「合法性」という概念とは大きく異なった「合法性」というものが主張されるようになってきたことを表しています。

そこには、大きなメルクマールが 2 つあります。1 つ目は、「共産党の指導的地位」というものが憲法にもありました、やはり、ソ連における事実上の最高権力機関であった共産党は、法に拘束されなかったということです。

2 つ目は、政治的民主主義の欠如です。連邦最高ソヴィエトというところで様々なことが行われていましたが、そこで議論は非常に形式的でありました。具体的には、全会一致で拍手で終わってしまっており、民主主義が欠如していました。

さらに、これは小田先生がおっしゃっていることとして、ソ連において帝政ロシアの検事監督制度に類する制度がとられた理由としては、内戦の混乱の中から、ボリシェビキ主導に基づく統一的な国家秩序を確立する必要性というものがあったということが最初にあげられます。つまり、地方が当時は延伸化しつつあったので、「地方の権力機関を中央の統制に厳格に従わせる」という目的で、帝政ロシアの検事監督制度に類するような制度がとられたといわれています。

したがって、「社会主義的(革命的)合法性」という概念自体も、19世紀の終わり頃のような、国家権力を抑制し、市民の権利を擁護する手段としてではなく、ソヴィエトが直面していた上記の政策的課題に応える手段として理解されていました。

そうすると、ではなぜ、「社会主義的(革命的)合法性」の実現のために、検察制度が採用されたのかということになりますが、例えば簡単な話としては、社会主義的合法性の実現のためには、広い範囲にわたって監督を行い、法違反を速やかに発見し、除去する機関が必要とされていた。あるいは、違法の除去に加えて、法違反の再発防止をするためには、検事監督によるのが最も妥当なのではないかと考えられていたことが考えられます。さらに、「統一的な国家秩序の確立」というものが国家的な関心事であった、つまり、ボリシェビキの指導によってこういうものが行われる必要があるというような考え方や、最終的には、「国家権力 vs. 労働者」といった対立はソ連には存在せず、「労働者の国であるソ連にはそのような対立構造はない。だから、西側のような行政裁判制度というものはそういう対立を念頭に置いているから、そんなものは要らないのだ」ということが当時いわれていました。

b. ソ連の検察機構

そして、検察機構についてですが、もちろんのことながら、連邦全体にわたって中央集権的な原理で組織されていたということになっています。一応建前としては、最高権力機関である連邦最高ソヴィエト(及びその幹部会)などといった、一切の国家機関から独立した存在として、適法性の監督の機能を担っているといわれていましたが、もちろんのことながら、指導的地位を有するソ連共産党の指導というものを排除することはできませんでした。したがって、検察機構は国家機関からの影響をいくらか受けていました。

藤田勇先生の『概説ソビエト法』という有名な教科書から引用した図を使用して説明すると(スライド21)、トップにソ連邦検事総長がいます。こちらは連邦ソヴィエト幹部会によって任命されて、最高ソヴィエトに対して責任を

負うもので、任期は5年でした。共和国検事や自治共和国・地方・州・市・自治州検事は、ソ連邦検事総長が直接任命し、任期は5年でした。つまり、ソ連邦検事総長が恣意的に任命することができました。

検察官になるための資格は、連邦検事総長が定める手続で例外措置をとることができるとされていたものの、年齢要件としては25歳以上で、「高等法学教育を有し、必要な政治的・実務的・道徳的素質を有する者」と当時明文化されていました。さらに、高等法学教育施設の卒業者で専門の実務の経験のない者は、検察機関での1年の研修を経て検察官に任命することができるということや、任命後も一定期間を経て、資格審査を受けることができるということが書かれていました。

c. 一般監督と監督審

・一般監督

ソ連の検察官の機能を語るにおいて非常に重要な要素として、「『適法性の守護者』としての検察官の機能」と言われる「一般監督(общий надзор)」があり、こちらは先ほど冒頭で憲法を引用して説明したように、「全ての省庁、企業、地方行政機関、コルホーズ、協同組合などの社会組織、公務員および市民による法律の正確、かつ一様な執行に対する監督」であり、一般監督の範囲が非常に広かったということをここでもう一度強調したいと思います。

さらに、犯罪の捜査とか、予審機関の行為の適法性とか裁判の判決、決定の適法性に対する監督や、身柄拘束、行刑施設における適法性に対する監督も行っていましたが、ここでも強調しておきたいのが、ソ連における検察官というのは共産党との関係が非常に密接であって、帝政時代の検察官が「ツアーリの目」であったと言いましたが、ここでは「共産党の目」だと揶揄されていたこともどうやらあるということです。

・監督審

最後に、監督審においても検察官は役割を果たしています。監督審というのは、ソ連とかこの辺りの社会主义諸国に特有のもので、「法律上の効力を発した判決・決定の裁判監督手続による再審理」です。

この監督審への再審の申立権というのは、当事者とは無関係に、ソ連検事総長、最高裁判所長官、そして、上級裁判所および上級検察庁の長にしか与えられておらず、訴訟当事者の意思とは無関係に監督審が行われていたり、訴訟当事者にはこの監督審の申立権は与えられていなかつたりということがあります。

以上で、ソ連における検察制度の話は終わりにさせていただこうと思います。ご静聴ありがとうございました。

第三部（20日午後）

講義④「ウズベキスタンにおける検察庁の役割」

マディナ（日本法教育研究センター修了生）

※発表担当者のサルドル・アブドゥハミドフ氏が出席できず、マディナ氏が代理として発表した

今日は、ウズベキスタンの法制度における検察官の役割についてお話しします。ここでは、検察庁の体制、検察庁の役割、検察官の義務と権限、検察官の訴訟権、検察庁の性格、そして、検察官の業務について順番にお話しします。

1. 検察庁の体制と役割

ウズベキスタンの検察制度は、検察庁と専門検察庁から構成されています。検察庁は最高検察庁と地方レベルの検察庁から構成され、カラカルパクスタン共和国検察庁、州およびタシケント市検察庁、そして、地区および市の検察庁から構成されています。最高検察庁は全国で検察庁の役割の指導者として機能し、他の地方レベルの地域検察庁はそれぞれ自分の地方や地区で検察庁の役割を行います。その他、専門検察庁もあり、これには軍検察庁、交通検察庁、そして、航空検察庁があります。これらの専門検察庁が置かれている分野は、国にとって非常に大事な分野であり、この分野で法の執行をコントロールすることがとても大事であると考えられているため、これらの専門検察庁が作られています。その他、最高検察庁に入っている経済犯罪対策局、そして、強制執行局という部門もあります。

ウズベキスタンの検察庁は、独立した機関となっています。しかし、最高検察庁を頂点とする中央集権的な体系で構成され、最高検察官が指導者として機能しています。全ての検察官は指揮命令系統に基づいて、上位の検察官や最高検察官の決定に従う義務を持っています。

次は、ウズベキスタンにおける検察庁の役割です。ウズベキスタンの検察庁はいろいろな役割を担っていますが、ここではいくつかの大変な役割についてお話しします。

まずは、法執行の監督です。検察庁は、国家機関の中で唯一の、全国的な監督を持っている非常にユニークな機関です。検察庁は、全ての国家機関や施設が法を正確かつ一貫して適用しているかどうかを監督しています。この監督をすることが、検察庁の一番大事な役割だと思います。

もう一つの役割は、市民の権利と自由の保護です。検察官は、市民の権利と自由が侵害された場合に介入し、公正を回復するための役割を担います。また、公共・社会の安全を守るために、法執行機関の活動を監督します。各機関が法に従って活動しているかどうかをコントロールして、捜査や裁判の手続参加者の権利や自由を守ります。

2. 檢察官の義務と権限

ここからは、ウズベキスタンの検察官の義務と権限についてお話しします。ウズベキスタンの検察官は幅広い権限を持っていますが、ここでは大事な義務と権限と、特徴的なものについて説明します。

まず第一に、法律の執行に対する監督です。ウズベキスタンの検察官は、主に刑事事件における裁判所の判決やその他の法的決定が適正に執行されているかを監督する権限を持っています。加えて、執行の過程で法的違反が疑われる場合には、民事事件などにおいても検察官が介入することがあります。そのため、前述のとおり、「強制執行局」という専門機関も設置され、民事・経済事件の強制執行を担当しています。また、ウズベキスタンの検察官は一定の立法提案権を持っています。ウズベキスタン共和国の議会の立法院(下院)に対して、最高検察官は、その管轄内の事項に関して法律の草案を提案することができます。すなわち、検察官の活動に関する立法提案をすることができるということです。

そして、ウズベキスタンの検察官は捜査権も持っています。先に述べたように、社会の安全のための重要な事件に関する捜査権を持っています。また、検察官は、刑事事件の捜査において、警察官の行為の合法性を監督し、刑事手続参加者の権利が守られるようにする権限を持っています。

3. 檢察官の訴訟権

ここでは、検察官の訴訟権について。検察官が裁判所で裁判の参加者として果たす役割や権限について説明したいと思います。

検察官は、法律に基づいて、管轄内の犯罪を起訴することができます。これは、検察官は管轄を越えて全ての犯罪を起訴することはできず、自分の管轄内の犯罪だけを起訴することができることを意味しています。他の犯罪は警察官に起訴されて捜査されています。

検察官は、刑事裁判で公訴人として参加します。また、民事裁判では被害者側の代理人として参加することができます。被害者側の代理人として参加するのは、市民がいろいろな理由で、例えば健康や年齢などの理由で、自分の権利を裁判で主張できない場合です。その場合には、検察官はその権利を守るために訴訟を行い、裁判上でこれを代理します。

4. 檢察庁の性格と検察官の業務

検察庁は、立法機関や司法機関を含む全ての政府機関に属さない独立した機関です。その一方で、検察庁は、上院とウズベキスタン大統領に対して報告義務を負っています。

例えば、最高検察官は、犯罪率と検察庁の活動について、大統領に対して半年に1回、上院に対しても半年に1回、合計で1年に2回報告する義務があります。そして、重大事件やその他の社会の安全に関する事件についても、大統領に連絡する義務も負っています。

そして、検察官の業務についてです。検察庁は独立した機関ですが、他の国家機関と同じく、国民・市民に対して義務を負っています。検察官は、市民からの苦情や請願を受けたときは、法律に基づいて何か問題があるかどうかをチェックして対応する義務があります。

また、市民からの苦情に対応する業務も行っています。市民から苦情を受けたときは、この苦情をチェックして、刑事事件にする十分な基礎があると認めた上で起訴する必要があります。これは法律によって定められている検察官の義務です。

5. まとめ

最後に、まとめます。ウズベキスタンの法制度における検察庁の役割は、全国的に法律を執行する機能があり、裁判所の決定を強制執行する機能も持っているため、とても重要です。ウズベキスタンで法律の遵守が行われるために、バランスをとっている機関が、検察庁なのです。

そして、いずれの権力の一部でもない独立の機関として、全国の法の執行を監督する機関としても、非常に大事な機関です。また、市民の権利と自由を保護して、事件によっては、裁判の当事者の代理人として、裁判所で代理人としてアピールする機関として、非常に大事な役割を持っています。

以上です。何かご質問があれば、どうぞよろしくお願ひいたします。

講義⑤「モンゴルの検察官」

バトオルシフ・ソドゲレル（モンゴル国立大学法学部助教）

今回は、モンゴルの検察について報告させていただきます。今回の報告の内容は、次の 3 つの部分から成り立っています。まずは、モンゴルの検察官に関する基礎情報です。検察官の歴史的な経緯、検察官の人数と検察の組織についてお話しします。次に、検察官の権限についてお話しします。行政違反や刑事事件の捜査とその監督をする権限、国家を代表して裁判に参加する権限、そして、刑罰執行を監督する権限という、モンゴルの検察官の持つ 3 つの基本的な権限についてご紹介します。最後に、モンゴルの検察制度に関する諸問題についてお話しします。この中では 2 つの問題、すなわち、検察官の選考・任命手続の改善と検察懲戒委員会の改善について報告させていただきます。

1. 検察官に関する基礎情報

a. 検察官の歴史的な経緯

まずは、モンゴルの検察官に関する基礎情報について説明します。

モンゴルでは 1930 年に検察制度が誕生したとされています。1930 年頃にはソ連の影響力が強くなっており、検察制度もだいたいソ連の検察制度をそのまま受け入れていると考えられています。当時、検察は司法省(法務・司法に関する実務を担当する省)に所属しており、司法省の一つの部門として位置づけられていました。

そして、その 10 年後である 1940 年の憲法(モンゴルにおける 2 つ目の憲法)において、初めて検察に関する諸規定が導入されました。この憲法の第 7 章「裁判所と検察庁」のうち、例えば 57 条は検察官の一般監督権限を認めています。また、検察の所属を司法省から下院に変更したことも 1940 年の憲法の一つの特徴です。

続いて、1960 年の憲法(モンゴルにおける 3 つ目の憲法)ですが、この憲法では検察官に関する以前の憲法の規定がそのまま入れられました。検察に関する規定の内容はだいたい同じです。変更点としては、検察の所属を下院から上院に移した点があげられます。

その後モンゴルは 1992 年に社会主義国家から民主主義国家に移行し、初めての民主的な憲法を制定しました。当初旧ソ連の検察モデルを受け入れたモンゴルですが、この 1992 年の憲法によって、一般監督権限を持つ従来のソ連モデル検察制度を根本的に改革することになりました。

モンゴルの検察の歴史的な経緯をまとめると、次のように説明できます。まず、最初の 1930 年から 1992 年までの検察は、一般監督権限、立法に出席する権限がありました。立法に出席するというのは、法律案に対して自分の意見を述べることのできる権限です。当時は、検察官がこのような広範な権限を持つ制度でした。それに対して、1992 年からは「検察は主に刑事に関する権限を持っている」という、民主主義にしっかりと根ざした制度に変わりました。1992 年の憲法 56 条に検察についての規定がありますが、この中では、一般監督権限等が外されています。

b.検察官の人数

次に、モンゴルの現在の検察官の人数について説明します。

2017 年に制定された検察法によって、現在検察庁は次のように構成されています。全国レベルでは、1 つの総検察庁があり、他の全ての検察庁をコントロールしています。地方レベルでは、22 の検察庁(モンゴルの 21 の県ごとに 1 つの検察庁と首都に 1 つの検察庁)が配置されています。また、特定の事件を扱う検察として、運輸検察庁が全国に 1 つあります。この運輸検察庁は、交通事故や、車、列車、飛行機等によって起こった事件を扱っている特別な検察庁です。そして、村と区レベルでは、全部で 16 の検察庁があります。こうして、全国的には 40 の検察庁が配置されていることになります。現在、この 40 の検察庁において、約 600 人の検察官が働いています。モンゴルの人口が 350 万人ということからすれば、1 人の検察官に対して 6000 人の市民という割合になっています。

この 600 人の検察官の種類は、少し複雑です。総検察庁では、検事総長、次長検事、助検事、上位検事及び監督検事がいます。県・首都・運輸検察庁では、各庁検事長、次長検事及び監督検事がいます。村区検察庁では、各村区検事長及び監督検事がいます。総検察庁の検事総長、次長検事、助検事、また、各県・首都・村区・運輸検察庁検事長のことを、全部合わせて「上級検事」といいます。これらの上級検事は、自分の下の監督検事等をコントロールして働いています。

モンゴルの検察制度においては、検察官以外に、検察を補助するスタッフも働いています。2017 年時点で約 200 人のスタッフがいたようです。そこから現在に至るまでに、その数が増えたかどうかはよくわかりません。この検事補助スタッフはだいたい若い人です。モンゴルで検察官になるプロセスはちょっと不思議かもしれません(後でこの問題についてお話しします)が、この検事補助スタッフという人たちは将来検事になるために頑張っている人たちで、うまくいけばだいたい 2 年間働いてから検事に任命されることになっています。

続いて、法律家の中で検察官がどのぐらいいるかということについて説明します。モンゴル国内において法律家は約 6700 人います。法律家というと、その中に 5 つのカテゴリーが入っています。すなわち、弁護士、裁判官、検察官、公証人、そして、リーガルアドバイザー等です。この中で、検察官はだいたい 9% を占めています。

c.検察の組織

続いて、検察の組織について説明します。検察は、1992 年憲法の第 4 章「司法府」というところに規定されています。そのため、検察は司法府の組織だと考えられています。しかし、実際には検察庁は裁判所とは独立した組織になっています。

次に、検事総長と次長検事、並びにそれ以外の普通の検事をどのように任命しているかについてお話しします。検察の組織の中で一番偉いステータスを持っている検事総長と次長検事の場合は、憲法に定められているように、大統領が、国会と協議の上、任期 6 年で任命しています。国会は、大統領が任命した人を 1 回断ることができますですが、次回からはそれを受け入れなければなりません。検事総長と次長検事以外の検事は、検察法 48

条に規定されているように、検事総長が任命しています。

また、大統領が検察官の組織に関与することがあります。例えば、後で述べるように、懲戒処分等の手続ルール等は全て大統領が決めています。検事総長は年に 2 回ぐらい、また、大統領が求めるときは、自分の仕事について大統領に報告しなければならない、などのルールが決まっています。

予算案は検事総長が決定して内閣に送っています。そして、内閣がその予算案を国会に送って、最終的に国会が予算と給料について決定します。ここで、検事総長が送った予算案を、内閣・財務大臣はそのまま国会に提出しているのか、あるいは、少し変えて提出しているのかどうかは明らかではありません。いったん国会が検察組織の予算を決定したら、その予算を検事総長が自ら担当して配分することになっています。

給料は、去年(2023 年)12 月に大きく変わりました。例えば、検事総長は 22.5 万円の給料を貰っているのですが、これは以前と比べると 2.5 倍ぐらい高くなっています。検察官の独立性のために重要な変更だと思います。

以上で、検察官に関する基礎情報の説明を終わりにします。

2. 検察官の権限

次に、検察官の権限について簡単に紹介したいと思います。

モンゴルの憲法と検察法によると、検察には基本的に 3 つの権限があるといえます。1 つ目は、行政違反や刑事事件の捜査とその監督をする権限です。2 つ目は、国家を代表して裁判に関与する権限です。最後に、刑罰執行を監督する権限です。それぞれ簡単に説明していきたいと思います。

行政違反や刑事事件の捜査とその監督をする権限については、検察法第 11~16 条に規定されています。刑事事件の場合は、検察官は必要に応じて自ら取調べを行うことができます。しかし実際には、警察官が取り調べたものを確認したり、警察官の行為が法に適合しているかどうかをチェックしたりすることが多いです。刑事事件の捜査と監督はだいたい日本と同じだと思います。

次に、国を代表して裁判に関与する権限についてですが、これは検察法第 17~21 条で規定されています。例えば、検察法第 17 条は「検察官は以下の場合に国家を代表して裁判に関与する」として、行政違反の裁判、刑事事件の裁判、民事事件の裁判の、3 つの場合をあげています。

行政違反の裁判には、検察官は、自ら行政処分が妥当でないとした意見書を裁判所に送った場合、また公益が違反されたとする行政機関に依頼された場合に関与しています。

刑事事件の裁判については、日本とだいたいと同じです。検察官は、公訴すべきか自分で判断し、公訴を提起した場合には、これを維持して終結裁判を得るまでその遂行に当たるという職務を負っています。

民事事件の裁判には、公益が違反されたとして行政機関に依頼された場合、あるいは検察官自らの判断で裁判に関与することができます。面白い事例の一つとして、最高裁の去年(2023 年)の 5 月の事例(「元ザフハン県知事の不法行為に基づく損害賠償請求事件」最高裁第 001/XT2023/00102 号判決(2023 年 5 月 30 日))がありますが、時間がないので、もし質問があれば後で説明したいと思います。

刑罰の執行を監督する権限についてですが、これも日本とだいたい同じだと思います。検察官は、判決確定の後は刑罰の執行の監督を行っています。囚人の権利等が侵害された場合には、必要に応じて妥当な行為をします。

3. 検察制度に関する諸問題

最後に、検察制度に関する諸問題です。モンゴルの検察制度にはいろいろな問題がありますが、一番問題視されている2つのことを紹介したいと思います。

a. 検察官の選考・任命手続の改善

まず、検察官の選考・任命手続の改善をしなければならないという議論が行われています。

検事総長、次長検事以外の検察官の選考・任命手続が明らかでなく、手続ルールが存在しないというのが現状です。具体的なルールがないため、結局、検事総長が検事を勝手に任命することになっています。

したがって、検察官の選考・任命手続に関するルールが必要です。また、検事を任命する権限は、検事総長という一人の検事の権力ではなくて、独立した特定の委員会に委ねたほうがよいという議論が行われています。

b. 検察懲戒委員会の改善

次に、検察懲戒委員会の問題について説明します。

検察懲戒委員会は、検察官が検察官職務規定に違反したかどうかを議決します。この委員会は9人の検事から構成されていますが、全員が検事総長によって任命されます。そして、最終的に懲戒処分を科すのも検事総長です。この点で、検察懲戒委員会の制度においても検事総長の権力が強いということがわかります。

そこで、「検察懲戒委員会は、全員が検察官ではなく、国民が信頼できるように多元的であるべきだ」と言われています。また、検察懲戒委員会の議決を公開すべきであると言われています。現在はその議決を秘密にしていて、結局何が起きたのか、研究者たちは見ることも、批判することもできないという現状があります。

c. まとめ

以上、2つの問題を説明しましたが、根本的には、検事総長の権限を減らして、独立した委員会またはそれと同様の機関に委ねたほうがよいでしょう。そうすれば、国民が検察庁をもっと信頼できるようになる、民主化の一環になる、ということです。

これで私の発表は終わります。皆さん、ご清聴ありがとうございました。

講義⑥「ベトナム検察官」

グエン・ドゥック・ヴィエット（ハノイ法科大学講師）

今日は、ベトナムの基本情報、ベトナム検察官に関する基本情報、ベトナム検察官の任務と権限および、ベトナム検察官に関する議論、という4点について紹介させていただきます。

1.ベトナムの基本情報

まず、ベトナムの基本情報について、皆さんご存じかとはと思いますが、少し紹介させていただきます。

ベトナムは、東南アジア、インドシナ半島の東部にある国です。面積は約33万平方キロメートルですが、人口は2023年で1億人を超え、ASEANでインドネシアとフィリピンに続いて3番目になりました。GDPは、2022年の時点で約4080億米ドルありました。ベトナムの面積と人口は日本と比べてそれほど差がありませんが、GDPは日本の10分の1ぐらいしかありません。

ベトナムの正式な国名は、ベトナム社会主義共和国です。ベトナムの政治制度や、その中における検察院・検察官の位置づけに関する特徴が、この名称からも読み取れるのではないかと思います。

ベトナムの首都はハノイですが、最大都市はホーチミン市です。ハノイは北部にあり、ホーチミン市は南部にありますが、中部の最大都市としてダナンという都市もあります。ベトナム人民検察院の組織に関する話ですが、ハノイ、ダナン、ホーチミン市にはそれぞれに高等人民検察院が置かれています。

2.ベトナムの検察官に関する基本情報

a.人数・定員について

次に、ベトナムの検察官に関する基本情報です。

まず、検察官の人数は公開されていません。調べた限りでは、検察院職員の定員の数字しか公開されておらず、現在何人の検察官がいるかはわかりませんでした。なぜ検察官の人数を公開しないのか、最高人民検察院の知り合いに聞いてみました。彼によれば、検察官の人数は退職や異動で常に変動しているため、一定の時点の人数の統計はあまり意味がないということでした。おそらく、検察官だけでなく裁判官も、現在何人いるか公開されていません。私の推測ですが、検察官は犯罪と闘っていることから、その人数は公開されるべきものではないと考えられているのかもしれません。

公務員として検察院に採用される職員の定員についてお話しします。2026年までにおける全国の人民検察院の職員の定員は1万5860人となっています。ここでいう人民検察院の職員とは、検察官だけではなくて、検察官を補佐する検査官、検察院で捜査活動を行う捜査官、事務をする事務職員、そして、最高人民検察院が管理・管轄する他の機関（例えば検察大学とか検察雑誌）の職員も含みます。そのため、検察官はその定員の一

部のみを占めています。

ベトナムの検察官には、初級、中級、高級、最高人民検察院検察官という4つの階級があります。各階級の定員はスライド5に書いてありますが(初級:6917名、中級:不明、高級:264名、最高人民検察院検察官:19名)、実際に何人いるかは公開されていません。

裁判官も、検察官と同じ状況で、定員しか公開されていません。実際に何人の裁判官がいるか、今も公開されていません。しかし、調べた限りでは、11年前、つまり2013年には約5000人の裁判官がいました。そして、2022年には約1300人の裁判官が新しく任命されたようです。

裁判官や検察官と違って、弁護士の数はベトナム弁護士連合会で統計が発表されています。2022年12月31日の時点では、1万7284名の弁護士がいました。

b. 検察院・検察官の位置づけ

次に、ベトナムの検察院・検察官の位置づけについて話したいと思いますが、その前に、この図表(スライド7)をご覧ください。この図表は私が描いた簡単なものですが、ベトナムの政治システムを表しています。ベトナムの政治システムは、共産党、国家機関、ベトナム祖国戦線という3つの構成部分からなります。党と祖国戦線が国家機関と並列的に組織されていますが、時間がないので、国家機関のところだけを話したいと思います。

国家機関について、ベトナムは三権分立の仕組みではなく、社会主義的な制度をとっています。ベトナム憲法2条3項によれば、国家権力は統一されており、立法権・司法権・行政権という3つの権力は国家機関に配分されて、相互の協力や監督を行うことになっています。現在の制度によれば、ベトナムの国会は立法機関であるだけではなく国家の最高権力機関であるので、行政(政府)や司法機関(最高人民裁判所や最高人民検察院)に対して選出・承認・監督をする権限を持っています。逆の方向、つまり、政府や最高人民裁判所や最高人民検察院の国会に対する監督等の権限はありません。

最高人民検察院は司法機関の一つとして位置づけられています。ただし、検察官・検察院に関する議論のところで詳しく述べますが、検察官・検察院は公訴権だけではなく検察権も持っているため、裁判所と違って特別な位置づけを有するという見解もあります。

検察院システムの組織は、基本的に司法の行政単位に基づいて組織されています。中央にある最高人民検察院は、全国の検察院・検察官の人事や業務を統括する機関です。その下に、先ほど言った、北部のハノイ、中部のダナン、南部のホーチミン市に置かれている3つの高等人民検察院があります。その下に、全国63省に置かれる63か所の省級人民検察院があります。そして、省の下に県がありますから、一番下の検察院は県級人民検察院といいます。それぞれの検察院は、地方が管轄する事件等を担当します。

c. 検察院の予算と人事

検察院の予算は、最高人民検察院が見積もりをし、国会で決められます。検察院・検察官の独立を守るために、同時に、国会が自らの最高権力機関としての地位を守るためにそのような仕組みになっています。

検察院の人事も、基本的に最高人民検察院検察官の管轄に属するものです。最高人民検察院の長官は、国家出席に推薦され、国会に任命・解任されます。そして、最高人民検察院の検察官は、最高人民検察院の長官に推薦され、国家主席に任命・解任されます。その他の下級の、つまり、高等人民検察官、中級人民検察官、初級人民検察官は、最高人民検察院の長官に任命・解任されます。

3.ベトナムの検察官の任務・権限

ベトナムの検察官の任務・権限は憲法 107 条と人民検察院組織法 2 条に明記されています。それによれば、「人民検察院は、公訴権の行使及び司法活動の検察を行うベトナム社会主義共和国の機関である。人民検察院は、憲法及び法令の擁護、人権、公民権の擁護、社会主義制度の擁護、国家の利益、組織・個人の権利及び合法的利益の擁護の任務を有し、法律の厳正かつ統一的な執行の確保に貢献する」と書いてあります。

この大まかな規定から、ベトナムの検察官は 3 つの権限を持っていると一般的に理解されています。すなわち、公訴権、検察権、その他の権限です。

a.公訴権

公訴権は検察官の伝統的な権限ですが、ベトナムの検察官は立件、捜査、起訴、公判のいずれの段階にも参加しています。ただし、特別なのは、司法犯罪をはじめとする複数の犯罪については、警察官ではなく検察官が直接の捜査権限を有するということです。

b.検察権

ベトナムの検察官と日本の検察官で最も異なる点は、検察権の有無です。ベトナムの検察官の検察権は、司法活動における機関・組織・個人の各行為・決定の合法性を検察するための権限です。

検察権の根拠についての一般的な説明によると、検察権は国会の監督権から派生したものと言われます。国家の最高権力機関である国会は国家権力の監督権を持っています。国家権力の中には司法権も含まれているため、国会は司法権の行使を監督する権限も有しているといえます。しかし、実際には国会が司法への監督を徹底的に行うこととはできません。そこで、法律によってその司法権の行使の監督権限を検察官に委任したということです。こうした理由により、検察官・検察院は公訴権のほかに検察権を持っています。

検察権の具体的な内容がスライド15に書いてありますが、ここで注意していただきたいのは赤い文字の部分です。訴訟参加人の法令遵守状況を検察すること、と書いてあります。訴訟参加人というのは、当事者やその弁護人だけではなく裁判官や書記官も含みます。そのため、検察官は裁判官や書記官の法令遵守も検察します。また、行政事件、民事事件の解決、その判決の執行等を検察することも検察権の内容です。

検察官が検察権を行使する例について紹介します。検察官が検察権を行使した事例はたくさんあります。ただ、面白い事例はあまりなかったので、一般的な話をします。

検察官は民事事件にも参加して発言することができます。できるというより、議論する前に裁判官は必ず検察官の意見を聞かなければいけません。検察官には、自らがどのような意見を持っているか述べる時間が与えられています。

その後、裁判所は民事判決を下しますが、もし当事者が控訴をしなくても、検察官は、その判決が法律に合致しない場合、異議申立権行使することができます。敗訴・勝訴のレベルではなくても、例えば裁判所が認定した賠償額について異議申し立てがされることがあります。当事者が法律の知識が足りないために「それぐらいでよい」と思って控訴しなくとも、検察官が「その判決は損害を正しく反映していない」と思ったら、検察官は異議申立権行使することができます。

c. その他の権限

その他の権限についても説明します。検察官は公訴権や検察権のほか、犯罪の統計や、法案の作成、法律の周知・宣伝という権限があります。例えば、刑事訴訟法、人民検察院組織法等の起草は最高人民検察院に委ねられました。

4. ベトナム検察官に関する議論

最後に、ベトナムの検察官に関して議論になっている点についてお話しします。もっとも、現時点では活発に議論されている問題があるわけではなく、何かを必ず改善しなければいけないという状況ではありません。その中でも、一定数意見が上がっている論点について紹介します。

まず、公訴権を強化する必要があるという意見があります。現在、公訴権は検察官の基本的な権限であって、捜査段階において公安省に属する捜査官に対して捜査を求めるすることができます。しかし、捜査官に対して捜査を求ることはできても、検察官が直接捜査をすることについては多くの場合制限があります。このため、捜査段階における権限を強化すべきと言われています。

次に、検察権の行使に関しても強化すべき、すなわち検察権の範囲を拡大すべきという意見もあります。2014年以前は、検察院・検察官は、司法活動だけではなく、経済社会の活動に対しても検察権行使することができました。しかし、2014年年の人民検察院組織法によって、検察権の範囲が狭められました。これに対し、一般的な検察権を回復せよという意見が出ています。

そして、公訴権と検察権を区別して検察院の組織を改革せよという意見もあります。先ほど言った通り、検察院・検察官が持つ検察権は国会の監督権から派生したもので、あくまで検察権は制度の中の特別の権限であるといえることから、そのような意見が出ているようです。

以上が、ベトナムの検察官に関する報告でした。さらなる質問や不明なところ等がありましたら遠慮なく教えていただければと思います。

講義⑦「カンボジアの検察官制度」

イエン・チョリダー（カンボジア王立法律経済大学非常勤講師）

初めての方もいらっしゃるかもしれないので、少し自己紹介をさせていただきます。日本法教育研究センター修了生のチョリダーと申します。名古屋大学に留学し、博士課程を修了して、現在はカンボジアに帰国しています。母校であった王立法経大学の非常勤講師をしています。また、JICA 法整備支援プロジェクトのアドバイザーとしても活動しています。今日は、カンボジアの検察官について紹介させていただきます。

カンボジアの検察官制度は、これまでお聞きした他の国の検察制度と似たような部分もありますが、全く同じ制度ではないと思います。異なる部分は、それぞれの社会に応じた制度設計によるものではないかと思われます。

この発表では、まずカンボジアの司法制度の略史を紹介し、次に裁判所の構造と組織について簡単な紹介をさせていただきます。カンボジアの検察官は、独立とはいって、組織上は裁判所の中に属するので、裁判所がある所に検察庁や検察局もあります。したがって、カンボジアの検察官について議論するならば、裁判所に触れずに話すことは難しいのです。そのため、まずは裁判所の制度から始め、その次に検察官に関する基礎情報を紹介したいと思います。そして、検察官の権限と役割についても話して、最後にそれらについてまとめをしたいと思います。

1. カンボジアの裁判所

a. カンボジア司法制度史概略

右にある絵（スライド2）はカンボジアのイメージが強く出ていると思います。これは昔の裁判を表現したもので、真ん中に座っているのが王様で、王様が裁判をしています。右と左の方はアシスタントのような役割をしていて、王様に裁判のルールを見せてています。昔の法律は、今の法律とは違って、仏教の話やヒンドゥー教の教えがルールになっていたので、その基本ルールを王様に見せて裁判を補助しています。

カンボジアは、とても小さい国で、東南アジアにあります。タイ、ラオス、そして、ベトナムと国境を接しています。カンボジアの歴史は非常に長く、約 2000 年もありますが、現代的な国の発展はフランスの植民地の時から始まったといえます。1863 年から 1953 年までカンボジアはフランスの植民地になっており、それがきっかけで、カンボジアの現代的な国家体制、統治機構等も構築されました。

しかし、独立した後は、いろいろな内戦やトラブルが発生し、落ち着かない状況が続きました。特に、1975 年から 1979 年のクメール・ルージュ時代ともいわれている時代に、カンボジアの社会体制が一度崩れてしまいました。その時に、法律家の体制や法律等が全部破壊されたので、その後は法制度を含めて国の制度を最初から作り直さなければならない状況になってしまいました。

クメール・ルージュの時代が終った後、国の制度をほぼゼロから立ち上げることとなり、裁判所も 1982 年に初めて作られました。しかし、当時の裁判は一審のみでした。その裁判所は、今の裁判所だと始審裁判所の位

置づけになっています。そして、1975 年に最高裁判所が設立されて、1991 年によく UNTAC が到着し、1993 年にカンボジアの平和のために新しい王国憲法が作られました。そして、その新しい憲法の下に、三権分立が確立され、行政権・立法権・司法権が明確になり、裁判制度も大きく変わりました。元々二審であった制度が三審制度になって、控訴裁判所も設立されました。当時は、最高裁判所と控訴裁判所は 1 か所のみで、始審裁判所は各州に 1 か所ずつ置かれていました。

そして、2014 年に「もっと司法改革が必要だ」という結論がなされて、裁判に関する新しい主要な法律が作されました。裁判官・検察官の規律に関する法律、裁判所の組織に関する法律、そして、司法官職高等評議会の組織及び運営に関する法律が制定されました。この 3 つの法律に基づいて、カンボジアの司法の、特に裁判制度の改善が目指されました。

さらに、2019 年に、控訴裁判所が 1 か所だけでは全国の控訴審に対応できない状態となり、新しい地方控訴裁判所の設立にこぎつけたところです。

b. カンボジアの裁判制度

現在の裁判所の構造と組織についてですが、先ほど述べたように、カンボジアは三審制になっていて、上級裁判所(最高裁判所と高等裁判所)と下級裁判所(始審裁判所)に分かれています。この分け方は実は厳密なものではなく、言葉もクメール語で細かく違ったり、行政に関する用語も違っていたりもしますが、今回の発表はシンプルにしたいので、難しい言葉を使わずに、皆が理解できる普通の言葉、裁判官とか検察官とかといった言葉を使わせていただきます。

裁判所の基本法としては、カンボジア 1993 年憲法の第 128 条に定められています。裁判所は司法権を行使する唯一の組織であって、その司法権は独立した権力です。司法権は公平を保障するとともに、国民の権利と自由を保護します。そして、行政訴訟を含め、全ての訴訟の管轄権を有しています。そして、司法権は最高裁判所および全ての審級の裁判所に与えられると定めています。

この三審裁判所のほかに、軍事裁判所と特別裁判所があります。軍事裁判所は、基本的に、軍の中の紛争、つまり、倫理違反や軍人が起こした紛争等に管轄があるので、一般市民にはあまり関係がありません。特別裁判所は、略語で ECCC と書かれますが、この裁判所は、犯罪を起こしたクメール・ルージュのリーダーを裁判する裁判所なので、国際的な裁判所でもありますが、カンボジアの法律を適用して裁判しているので、カンボジア特別な裁判所の一つとして位置づけられています。ただ、今回は、特別な裁判所については話さず、一般市民に関する裁判所について話したいと思います。

・始審裁判所

始審裁判所の構成は、裁判所と検事局と司法行政部に分けられています。裁判所では裁判官、書記官等が活動していて、検事局では検察官、日本の検察官と区別するために、カンボジア語で言うと検事正と検事が活動する所です。そして、司法行政部は、裁判所でも検事局でもない、裁判所全体の行政を管理する部門です。

法律上は、裁判所は専門裁判所ごとに分けられていますが、現在の実務はそのようにはなっていません。刑事裁判所、民事裁判所、商事裁判所、そして、労働裁判所が将来的に分かれる予定です。これらの専門部門に分けて裁判を行われるようになることで、これからカンボジアの裁判制度が変わっていくと思います。

始審裁判所は全ての事件を処理します。特別裁判管轄以外、どの事件でも処理していく所です。そして、日本の場合には、裁判官と検察官はそれぞれの行政部を持っていると思いますが、カンボジアの裁判官と検察官は両方とも司法省の行政枠組の下にあります。ここでいう司法省の行政枠組というのは、行政部の人事が司法省の人事によるものとなっているということです。

司法行政部については、司法省の管理・統制の下にあります。司法大臣は、検察官に対して事件の起訴を命じる権限を持っています。

・控訴裁判所

次は、控訴裁判所の説明です。カンボジアでは、始審裁判所の判決に不服があれば控訴裁判所に訴えることができます。控訴裁判所も、構成的には始審裁判所と同じです。裁判所の部門と検事局の部門があり、全体的に司法行政部が置かれています。始審裁判所と違うところはほとんどありませんが、専門部の中に捜査部が置かれています。

元々、2019年以前は、プノンペンにある控訴裁判所が全国の控訴事件を処理していましたが、地方控訴裁判所が出来て以降は、管轄ごとにそれぞれの地方控訴裁判所が分業して控訴事件を処理するようになりました。

控訴裁判所の判決は基本的に3名の裁判官によって下されますが、最高裁判所から控訴裁判所に差戻された場合は5名の裁判官によって下されることになっています。控訴裁判所も、司法省によって管理されています。その他も始審裁判所と同じです。

地域による控訴裁判所の管轄権の区分についてです。2019年以前は全ての控訴事件を処理していたプノンペン控訴裁判所は、現在はプノンペンとカンダール州に対して管轄権を持っています。面積的には小さいのですが、都会なので人口が集中している所です。その他に、バッタンバン控訴裁判所、トボンクモム控訴裁判所、プレア・シハヌク控訴裁判所が新しく作られています。

・最高裁判所

これは最高裁判所の構成ですが、始審裁判所や控訴裁判所と変わりがありません。ただ、全国に1か所しかありません。

判決は5名の裁判官によって出されます。控訴裁判所の判決に対する上告または最終判決の再審を求めるときは9名の裁判官によって下されます。行政部については他の裁判所と同じです。ただし、裁判所の所長と検事局の局長は、毎年、自分の活動について司法大臣に報告を出さないといけないという義務を負っています。予算は、裁判所も検事局も独立した予算ではなく、司法省の予算の一部になっています。

・司法官職高等評議会(SCM)

次に、司法官職高等評議会(SCM)の組織についてですが、これは裁判所ではなく、裁判所の独立を保障する機関です。裁判所の人事に強く関わっているので、これについても発表の中に入れました。

司法官職高等評議会は、国王の代表として位置づけられ、憲法では「国王は司法の独立を保障する」という規定があり、司法官職高等評議会は国王が長になっています。

司法官職高等評議会は、実際に裁判はしていないのですが、司法の独立を保障するために、裁判官の任命、異動、職務の辞任、休職、出向及び除名を国王に提案する権限が与えられています。一方で、検察官の任命、異動、職務の辞任、休職、出向及び除名を国王に提案する権限は司法大臣に与えられています。また、司法官職高等評議会は、全ての裁判官及び検察官の階級の昇進及び等級の昇進を助言することができます。このように、裁判所の人事について非常に権限を持っており、人事を管理することで、司法の独立を保障する形になっています。しかし、この司法官職高等評議会も、行政部と予算に関しては司法省に管理されています。

2. カンボジアの検察官

a.基礎情報

検察官に関する基礎情報を紹介したいと思います。カンボジアでは、官職によって異なりますが、裁判官も検察官も同じ法服を着用し、赤い法服を上級裁判官・上級検察官がチョコレートのような色の法服を下級裁判官・下級検察官が着用します。

カンボジアの総人口は、2023 年には約 1700 万人になっています。しかし、検察官の人口は、同じ 2023 年で 233 人しかいません。ただし、このデータは裁判官・検察官養成校から出されたデータであるので、もしこの養成校を修了していない検察官がいれば、実際の検察官の人口は違うものになります。検察官の人口を総人口と比較してみると、国民 7 万人に対して 1 人の検察官がいるということになります。

裁判官は、これも裁判官・検察官養成校のデータによると、同じ 2023 年に 364 人います。総人口と比較すると、国民 4 万 6000 人に対して 1 人の裁判官がいるという、ものすごく少ない人口になっています。

なお、各裁判所の検事局には、検事正、検事、書記官、事務員、そして、必要な場合はその他の専門家も所属しています。

b.検察官の権限と役割

次に、検察官の権限と役割についてお話しします。検事局の重要な権限として、起訴する権限があります。検事でないと起訴することはできません。他にも、捜査管轄と審判管理の前に法の適用を求める役割も持っています。しかしながら、捜査管轄といつても起訴するための捜査に限られており、事件全体を捜査することはできません。カンボジアの制度では捜査判事(捜査を担当する判事)がいますから、事件の本当のことがどうなっているのかを捜査するのは捜査判事であって、検事は「この人は本当に犯罪を起こしたのか」ということを中心に、起訴の

ための要素だけを捜査します。検事正と検事は所属する裁判所の検事局を代表しています。

検事正と検事は上下関係にあり、検事正は基本的には自分で起訴をすることができるのみならず、検事に対して起訴命令を出すこともできます。また、自分の考える、望ましい起訴命令を出すこともできます。ただし、それはあくまでも刑事裁判における権限のみです。

基本的に、検事は民事裁判に関わりません。しかし、例外的に、民事裁判でも公益上必要があると認められたときは、検察官が裁判に参加します。裁判所から検察局を通じて、「今回の事件は民事事件ですが、公益上必要なので立会をしてください」という通知がある場合があります。また、この通知がない場合でも、検事が公益上必要であると判断した場合には、民事訴訟の手続に立ち会い、意見を述べることができます。ただし、訴訟に立ち会えたとしても、命令等を出す権限はなく、意見を述べる権限だけ与えられています。

3. まとめ

カンボジアの検察官は、権限や役割に関して、やはり、社会の秩序や公益を代表して、犯罪を起こした人を起訴するという重要な役割を有しています。そのため、議論や批判がされるべきであるという意見があるかもしれません、実務家や研究家中ではあまり議論がなされていない状況です。

カンボジアでは、裁判制度・裁判官のほうが批判されることが多く、具体的には、裁判制度の独立性がない、裁判官は法律に基づいて判断していない、手続に十分従っていないといったことが主張されることがあります。しかし、検察官について直接議論することはあまりありません。

その理由としては、もし日本の制度とは異なり、カンボジアの検事局は裁判所に属しているため、法律家以外の人々から見ると、検事局と裁判所は同じ組織としてとらえられ、その区別がついていないということが考えられます。そうだとすれば、検事局へ向けられるべき批判が裁判所へ誤って向けられてしまっていることも考えられます。

カンボジアの裁判制度の独立性については、各裁判所は司法官職高等評議会さえ、行政部と予算関係を司法省に管理されているので、独立しているとはいえないということがよく国際機関から批判されています。しかし、カンボジア国内では、検察官の権力を強くすべきまたは弱くすべきだというような議論は、今のところまだありません。以上でカンボジアの検察制度の説明を終わります。ご清聴ありがとうございました。

講義⑧「ラオスの検察官」

ラッティダー・キティヤヴォン（弁護士修習生）

これから、ラオスにおける検察官の概要について発表します。まずは、ラオスの基本情報の説明、次に検察院の組織体制、そして検察官の権限と役割、最後に人民検察法という順番で説明をします。

1. ラオス基本情報

はじめに、ラオスは東南アジア唯一の内陸国で、国土の約 80%が山岳地帯です。国土は日本の 3 分の 2 程度の大きさで、人口はおよそ 776 万人です。

ラオスの統治機構は、立法府・行政府・司法府の 3 つに分かれます。司法府には裁判所と検察院があります。

2. ラオスの検察制度

a. ラオス検察院

それでは、検察院について見ていきましょう。検察院の組織体制は、最高人民検察院、地方人民検察院、そして、軍事検察院によって構成されます。最高人民検察院は首都ヴィエンチャンにあります。地方、人民検察院は、3 つの地域人民検察院（日本の高等検察庁に該当する）、各県に 18 か所ある県人民検察院、そして、県内の区人民検察院によって構成されます。

2024 年のデータによると、人民検察官の数は 1638 名で、そのうち 605 名が女性です。その具体的な所属等の内容はわかりません。それに対して、弁護士の人数は 529 人です。

b. ラオスの検察官

次に、検察官の権限と役割について説明します。ラオスの検察官の権限と役割は、多数あります。の中でも重要なものは、法律を統一的に遵守し実施するため、全省庁、省庁同等の組織、ラオス国家建国戦線、大衆組織、社会組織、地方行政組織、企業、市民など多くの対象を監督する役割です。これを、「一般監督」といいます。

次に、刑事手続において、法廷の法の執行を監査する検察院の権限については次のようになっています（スライド 8）。

検察官は主に、法廷での告発や陳述を行うために法廷での刑事手続に参加し、それらを法に従って裁判所の審理を監査することです。また、裁判所の審理または判決が法律上正しいかどうかについても検討します。例えば、その犯罪に対する刑罰や法的条項のどれを採用しているのかです。

ラオスの検察官には、刑事事件以外にも、民事、商事、家族、児童、労働、その他の事件についても取り扱います。検察官は、裁判所における法の執行を監査する権限があります。これは、民事原告において申立人がい

る場合と、申立人がいない場合によって、それぞれ権限が異なります。

3.人民検察院法と、2023年検察院法の課題

次に、人民検察院法の沿革について説明します。

ラオスでは、検察院は 1990 年 1 月 9 日に正式に設立され、検察院法は、2003 年、2009 年、2017 年に 3 回改正されました。さらに今年(2024 年)には、2024 年の国会決議に基づき、4 回目の改正の作業が行われています。

現在、最高人民検察院は、設定された課題に基づいて 4 回目の検察院法の改正を検討しています。これは 2024 年末に、国会に提出される予定です。検察院の役割や仕組みは党や国家の政治的 requirement に応じて随時変化しますが、基本的な役割は依然として、法の執行を監視し、被告人に裁判所での裁判を受けるよう命令することにあります。

最高人民裁判所副検事長の聞き取りによると、2023 年の検察院法の評価で、職務遂行には 3 つの課題があるようです。1 点目は一般監督、2 点目は民事訴訟における検察の監視、3 点目は地方行政機関に対する監視です。以下、1 点目と 2 点目について取り上げます。

a.一般監督の課題

1 点目は、一般監督の課題です。一般監督は検察院の職務の一つではありますが、これまで実際には実施されていません。そのため、これを検察院の権限から外すことが検討されています。今後、検察院は法律の執行の監督に重点を置き、検察官の権限は、国家に対して法律の執行における課題の研究と集計を提案し、国家主席および首相に対して行政機関の法律執行について報告することとなります。これを削除した理由について、効果的な監視ができないことや法律の執行に関する認識がまだ十分でないということが報告されています。

b.民事訴訟における監査

2 点目は、民事訴訟における検察官の監査です。2012 年に改正された民事訴訟法によれば、原則として、国家の利益を保護するための参加でない限り、人民検察は裁判所での民事訴訟に参加するべきではないとされています。

その一方で、精神障害者、保護者のいない 18 歳未満の児童など、法定代理人がおらず、当事者適格を持たない者に関する民事訴訟には、例外的に、検察官はこれらに積極的に参加しなければならない状況でした。

また、過去の民事訴訟は、裁判所および検察院の質や複雑さが課題でした。そのため、国会の指導に従い、4 者会議の司法手続に関して、裁判所と検察院の協議体制のもと、すべての民事訴訟において、検察院による監査が決定されました。その結果、各級の裁判所の審理および判決が徐々に向上したという統計が報告されています。

一方で、「民事訴訟に関する監査会議」(2023年6月17日)によれば、「民事訴訟における検察官の監査は、国家、社会、児童および無行為能力者の監護人に関連する利益にのみ関与すべき」とした基本方針が示されています。すなわち、今後、検察院は、一般的な民事訴訟(個人)について参加せず、裁判所の責務として改める方向性が議論されました。

上記の議論は、今後、まとめの段階に入り、今年(2024年)の末までに国会に提出されます。

以上、ラオスの検察官について説明しました。ありがとうございました。

以上

公益財団法人国際民商事法センター

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル

TEL:(03)3505-0525 FAX:(03)3505-0833

E-mail:icclc-sa@js5.so-net.ne.jp

担当:東 義之

監修:傘谷祐之(名古屋大学大学院法学研究科特任講師)

松山聰史(名古屋大学大学院法学研究科研究員)

協力:小板橋龍正(名古屋大学法政国際教育協力研究センター非常勤研究員)

倉田祐一(名古屋大学法政国際教育協力研究センター非常勤研究員)